

# 令和7年五條市議会第4回12月定例会（第5号）

日 時 令和7年12月12日（金） 午前10時開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	秋本直嗣	1 五條市における集落営農について 2 ふるさと納税の多様化について 3 子供医療費無償化について 4 保育体制の柔軟化について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	中本賢二	1 獣害対策について (1) 現状について (2) 熊被害対策について ア 現在の状況について イ 出没時の対応について ウ 今後の対応について 2 防災拠点整備について (1) 現状について (2) 県との連携について (3) 今後の課題について	市長・部長 市長・部長
3	田中隆史	1 本市の就学支援制度について (1) 現状の取組について (2) 今後の取組について 2 ヤングケアラーについて (1) 現状の把握について (2) 学校現場での取組について 3 本市におけるスポーツ施設について (1) スポーツ施設の現状について (2) 再整備の計画について	市長・部長 部長 市長・部長
4	山口耕司	1 市民の暮らしを守る経済対策について (1) 重点支援交付金の活用について (2) 安定した学校給食提供について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	山 口 耕 司	<p>2 まちづくりについて</p> <p>(1) 道路整備について</p> <p>ア 庁舎周辺について</p> <p>イ JR五条駅周辺について</p> <p>ウ 国道24号に接続する市道について</p> <p>エ 老朽化した市道について</p> <p>オ 予算額と執行状況について</p> <p>(2) 文化施設について</p> <p>3 地域公共交通について</p> <p>(1) デマンドタクシーの現状と課題について</p> <p>(2) 新たな交通施策について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
5	小 笠 原 由 子	<p>1 五条駅付近の跨線橋について</p> <p>(1) 老朽化の現状について</p> <p>(2) 今後の計画について</p> <p>2 子育て支援の充実について</p> <p>(1) 奈良県「ベビーシッター利用支援事業」について</p> <p>ア 県制度の内容把握状況について</p> <p>イ 五條市を対象地域とする事業者が複数登録されている点に関する市の評価について</p> <p>(2) 県制度を活用してベビーシッター補助制度を導入する場合について</p> <p>ア 課題及び期待される効果について</p> <p>イ 今後の実施予定について</p> <p>(3) 若い世代の移住・定住促進の観点から、子育て支援の選択肢拡充をどのように位置づけているか、市の今後の方向性について</p> <p>3 「五條eスポーツ×共生プロジェクト」について</p> <p>(1) eスポーツを活用した健康増進・交流促進・地域活性化について</p> <p>ア 市としての認識について</p> <p>イ 他自治体の成功事例に対する所見について</p> <p>(2) 社会参加が課題となりやすい世代・層への活用について</p> <p>(3) 「五條eスポーツ×共生プロジェクト」として事業を発展させる可能性及び市の方向性について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
6	仲 山 嘉	<p>1 市街化調整区域について  (1) 現状について  (2) 人口減少のカギについて  (3) 今後の対策について</p> <p>2 農業の担い手不足について  (1) 現状の把握について  (2) 五條市の柿日本一のPRについて</p> <p>3 緊急銃猟制度について  (1) 制度の確認について  (2) 市としての考えについて  (3) 今後の対応について</p> <p>4 五條市に居住する外国人への対応について  (1) ごみ出しのマナーについて  (2) 市としての考えについて  (3) 今後の対応について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	窪	吉	谷	秋	仲	中	小	田
富	田	口	塚		田		本	山	本	原	中
美	雅	耕		佳		勝	直		賢	由	隆
恵											
子	範	司	実	秀	正	啓	嗣	嘉	二	子	史

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長  
副市長

福平

塚岡

勝清

彦司

午前十時開会

事務局職員出席者

事務局長 久保雅彦  
事務局次長 西孝章  
事務局総務係長 神農典子  
事務局係員 匠悠輝  
速記者 科基樹

教育長 井上惠充  
技監 原田彰  
市長公室長 池田晶  
総務部長 戸野哲  
危機管理監 辻佳孝  
すこやか市民部長 亀田和章  
あんしん福祉部長 馬場由美  
産業環境部長 横谷隆仁  
都市整備部長 栗林光仁  
教育部長 安満尚光  
西吉野支所長 小田義章  
大塔支所長 井田光章  
会計管理者 林伸之  
財政課長 窪榮真也

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る五日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）これより、日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一 一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から、一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、五番、秋本直嗣議員の質問を許します。（「五番」の声あり）五番、秋本直嗣議員。

〔五番 秋本直嗣質問席へ〕

○五番（秋本直嗣）皆様、おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、五番、秋本直嗣の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初にですね、このたび、市民の皆様の高い御支援を賜りまして、市議会議員として二期目の重責を担わせていただくことになりました。改めて、私をですね、この場に再度、送っていただいた市民の皆様により感謝申し上げます。そして、一期目の経験をしっかりと生かして、より一層、市政に対して全力で取り組んでまいろうというような覚悟でございますので、どうぞ皆様、改めてよろしくお願い申し上げます。

では、一般質問にまいります。

まず一つ目、五條市における集落営農についてというところでお伺いをいたします。

まず、集落営農について、この集落営農という言葉自体は私自身もちよつと聞き始めというか、あまり詳しくはないのですが、市民の皆様、五條市においてはやっぱり柿の名産地である、そして多くの方がお米であつたり農作物を育ててらっしゃるっていうのが非常に多いと思うんですけども、そういうった中で、やはり担い手不足といえますか、高齢化してきて、次やつてもらおう人がいてはらへん、子供らはもう五條市外、出ていってしまつて、膨大な土地だけが残つてしまつていうような問題が今、五條市のみならずいるんなどころで発生しておるところであると思います。そんな中でですね、その集落営農という方法で、今、私が申した部分の問題を解決していこうという流れがあると思うんですけども、まず、現状、五條市で集落営農をまずやつてはるのかということ、もしやつてはるんであれば、その地区と場所の数というのは教えていただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）五番、秋本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市では、山陰町、表野町にある農事組合法人ゆめ野山、また、丹原町にある農事組合法人丹生の里、六倉町にある六倉集落営農組合の三か所にそれぞれ集落営農組織がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

今の御答弁ですと、現在、三か所で集落営農されてるということをお聞きしたんですけども、その中で、ちよつと基本的なことにはなるんですけども、この集落営農っていうの、制度というのはそもそもどういったものなのか、お願いいたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

集落営農とは、集落を単位として、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農でございます。具体的には、集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する、また、集落営農に参加する各農家の出役により共同で農作業を行うといった取組を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

今、お伺いした中で、農業用機械の共同所有など、コスト面であったりとか、もちろん人員面であったりとか、たくさんあると思うんですけど、中でも、大きくメリット、これを行うことについてのメリットというのは大きく何があるのかというのを伺いたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

集落営農の設立により、農地の面的な利用集積によって作業効率化が図られ、また、機械等の共同利用により、個人経営で生じがちな機械等への過剰投資を回避することができるなど、生産・経営面で大きなメリットがあります。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）本日にメリットたくさんあるとは思いますが、これをやりたい、始めたいと思っっている自治体、農家の方というのはたくさんいらっしゃると思うんですけども、いざ始めようっていうときに、こういった手続、段取りを、手順を踏めばできるのかというのを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

集落営農の設立は、まず、農業者の高齢化や担い手の減少などの集落の現状を把握し、方向性や農業の維持をどうするかを全員で考え、集落営農の必要性や将来の地域のビジョンを共通の認識とすることから始めます。続いて、地域の実態に応じて、集落の役員、農業の担い手、集落内の農業関係機関・団体の職員（OB）などの話合いの中で、リーダー及びリーダーをサポートするメンバーを選出します。これらの話合いがまとまれば、組織の体制が固まりますので、話し合った内容を基に規約を作成し、共通認識としたビジョンに基づいて、農地の集約、機械の共同利用等の活動に移していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）今、お伺いした中でも、手順としては結構多く踏まなければいけないなところと、やはり、リーダーであったりとか、組織の体制っていうところで、なかなか敷居は低いとは言えないのかなといったところで私自身は感じているところではあるんですけど

ども、まずもって、私含めですが、実際に田んぼだったり農作物育てている方たちで、このそもそもの集落営農というの、何となしに聞いたことあるけれどもっていう方が多分すごく多くて、この手続までっていうところまでは知らなくても、こういう仕組みというものが現在あるということをお聞きの皆さんに私としてはもっと知っていただきたいというふうに思っているんですけれども、これにしましてはどういう周知の方法をされてらっしゃるのかというのを伺いたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

集落営農の周知につきましては、農林水産省や奈良県南部農林振興事務所のホームページで行っています。今後、市のホームページにおいても周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

本当にお話聞いてると、乗り越えていけない壁ってというのは非常に多いとは思っていても、この制度自体はこの五條市にものともマッチして、皆様の望んでいるものと、需要と供給というのが市と業者さん間で合えば、がちっと合えば物すごく効果を発揮する、そういう仕組み、制度やと思っておりますので、ぜひとも今後ともしっかりと頑張っていたいただきたいところではあるんですけれども、一つだけ言いたいのが、周知、今、ホームページを主にということでおっしゃっていらっしゃったんですけれども、やはり農業やってはる方、老若男女問わず、紙媒体での周知っていう広報であったり、公式LINEであったり、いろんな形での周知方法っていうのもあると思いますので、そこら辺も検討していただいて、ぜひよりたくさん皆様に周知していただけるような形でもお願い申し上げます。

続きましては、ふるさと納税の多様化についてといったところで質問させていただきます。

まず、五條市のふるさと納税について伺いたのですが、ふるさと納税というものは、まず、全国の方から寄附という形で応援していただくことで財源というの確保できて、市自体のPRにもつながるといって、非常に強いと言ったら何ですが、すばらしい制度やというふうにご認識しております。私自身は、この財源をしっかり活用してですね、この五條市をさらに住みやすく、よいまちにしていきたいというふうにご考えてはいるんですけれども、まず、この直近三年間の五條市のふるさと納税の寄附額の推移というのか、額について教えていただければと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

五條市のふるさと納税の寄附額は、令和四年度が約一億三千六百万円、令和五年度が約一億九千八百万円、令和六年度が約二億七千九百万円でございます。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

今お聞きした額、すごいなっていうのを率直に思うんですけども、これ、総務省が公表してるふるさと納税に関する現状調査っていうものによるとですね、全国のふるさと納税っていうのが毎年、大体一五%前後の伸び率というのを示しているわけなんですけれども、これ、五條市だけに関して、今の数字だけで言いますと、毎年、約一五%っていう形でふるさと納税の額が伸びていると、伸び続けているというふうに言えると思うんですけども、今、おっしゃっていただいたみたいに、令和四年度で一億三千六百万円、そして令和六年度、二億七千九百万円、これ、もうほとんど倍額と言っても過言ではないと思うんですけども、このしっかりした伸びについての要因といいますか、要因と言っているのか、しっかりここまで成長してきているっていうのはどういうふうに市としては分析されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

寄附額の増加の主な要因といたしまして、返礼品を提供する五條市の事業者の登録数の増加や、それに伴う返礼品登録数の増加が考えられます。新規事業者向け説明会を実施したり、事業者の負担軽減に取り組むなど、事業者が参画しやすい環境を整えています。また、市内で使えるPayPay商品券、食事、宿泊、ゴルフプレー券など、体験型返礼品の拡充を図りました。その結果、令和四年度では四十六事業者、百七十四品目でしたが、令和七年十月末時点では九十事業者、五百四十二品目となり、事業者数は約二倍、返礼品登録数は約三倍となっております。また、もともと高い評価をいただいている返礼品をより一層魅力的に寄附者の皆様へお伝えするため、ふるさと納税ポータルサイトに掲載している写真の見直し・改善を図ってまいりました。あわせて、庁内において新たな返礼品に関するアイデア募集を実施し、職員一人一人の発想を生かした取組を進めてございます。こうした工夫や努力が寄附額の増加につながっているものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）本日に地道にこう一つ一つやられてこられたのがしつかり形、成果として表れているというところで、本当にありがとうございます。

そして、おっしゃっていただきました体験型の返礼品の拡充といったところで、私自身が思っているというか、これどうかなっていうところで、現在の返礼品も確かに伸び率を見ますともう非常に魅力的な返礼品ばかりだというふうに思っているんですけども、さらにここに、何ていうんですかね、物としてというのじゃなくして、ゴルフプレーもそうなんですけれども、五感で楽しんでいただく、いわゆる体験型、同じようにはなるんですけども、体験型の、五條市には自然とか文化っていうのたくさんあります。五條市の企業さんであったりとか、個々に特色を持った方々、場所っていうのがある中で、そういうのをもっと生かして体験型のふるさと納税っていうのを登録するっていうのが僕は一つまたさらにふるさと納税の率を上げる一つの手だてかなというふうには勝手に考えてはいるんですけども、ただ、こういうものをほなやろうかっていって簡単に登録していいことではないというふうには思っているんで、そのそもその登録するための基準っていうのが、地場産品基準っていうんですかね、というのがどういう基準であるのかっていう、具体的というか、基本的な基準っていうのをまず教えていただけたらと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

自治体は、総務省が定める地場産品の基準にのっとりて返礼品を登録する必要があります。審査で認められれば登録することができます。代表的なものを申し上げますと、五條市内で生産されたもの、または生産された大部分を原料として加工された商品が該当します。

また、体験型返礼品に関する基準は地域内で提供されるサービスであることが条件となっており、具体例といたしましては五條市内での宿泊券や食事券、アクティビティ利用券などが該当いたします。

以上、答弁といたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

もちろん、ふるさと納税ということなんで、五條市内で生産された、もしくは地域内で提供されるサービスというところであるのが大前提

というところであって話やっただけですけども、体験型の返礼品というところで、今、私、お話しさせていただいている中で、まだまだ可能性が本当に秘められているというふうに思っています、そもそもこの制度といいますか、ふるさと納税に、じゃあ、自分の企業の特徴を生かしてふるさと納税についていうところまで考えが至っていないというところとあれですが、思いついていない企業であったり、自然のところの、どういう関係の人か分からないんですけども、そこにまで至っていない方がたくさんいるというふうには、私、思っているんですけども、ただ、制度としてあるのは事実であって、その事業者数の登録、もちろん今もどんどん上がってきてはいるんですけども、さらにといったところでどういった周知を現在されているのか教えていただけたらと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

市内で活動される事業者への周知方法として、市のホームページへの掲載や、広報紙にて募集の周知を行ってございます。また、今年度、初めての試みとして、新規に登録を検討されている事業者向けに説明会を開催し、五つの事業者の参加がございました。引き続き事業者登録数の増加に向けて情報発信を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

事業者さん向けにも一応そういう説明会というか、開いていただいているということ、引き続き、そこも、私自身もたくさん周知というか、してまいるところではあるんですけども、そこは引き続きしていただいて、その中でふるさと納税の使い道についてというところで質問させていただきたいんですけども、そもそも、このふるさと納税って、寄附金っていうの、市の本当に大事な財源であるというふうに認識しておるんですけども、有意義に活用することがもちろん必須やというふうに考えております。

現在、代表的な使い道っていうのと、充当額というのをお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）答弁を申し上げます。

ふるさと納税では、寄附者の御意向によりどの事業へ充当するかを決定しております。

令和五年度、六年度ともに最も多かった使い道は、子供・子育て・教育に関するところでございます。令和五年度は約九千四百万円、令和六

年度で約一億二千八百万円の寄附金を活用してございます。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

ほとんどというか、一億二千八百万円分を寄附いただいた方が子供だったり、子育て、教育に対して使ってくださいなっていうことの御厚意で頂いてるっていうところやと思うんですけど、ちよつとそれはそれでということ、ちよつと続くあれがあるので、続きまして、ちよつと続きになるんですけども、子供の医療費無償化についてということなんです、もう先に言ってしまうと、今、御答弁いただきましたふるさと納税の額、一億幾らでしたっけ、一億二千八百万円っていうのを寄附者側の方が子供たち、子供の教育支援に使っていただいたっていうふうにおっしゃってくださっているという中で、こちら、財源として、私自身掲げている子供の医療費無償化というふうなものができないかといったところに前提を置いて質問をさせていただきます。

まず、これはちよつと九月議会でも聞かせていただいたんですけども、子ども医療費助成の自己負担額及び対象人数について改めてお問い合わせいたします。

○議長（窪 佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

子ども医療費助成の自己負担額でありますけれども、通院が一医療機関当たり月額五百円、入院が一医療機関当たり月額一千元、ただし、十四日未満の場合は月額五百円となります。また、対象者人数は、令和七年十一月末現在で二千六百七十人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

それではですね、現在の奈良県内の市町村で、子供に対する医療費の無償化を行っている状況について、市町村単位で結構ですので、大体、何%ぐらいやっていますよみたいなのが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

県内市町村では、令和七年八月一日時点で、三十九市町村のうち十九市町村が実施しております。率にしますと四八・七二%の市町村が医療費無償化を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣） 四八%、半分といったところやというふうに認識させてもらってます。この中でですね、ちよつと冒頭にも言わせていただいたんですけども、この子供の医療費の無償化実施になる必要な額、費用の財源の捻出についてというところでお伺いしたいんですけども、ちよつと先出しで僕はふるさと納税についていうことを言ってしまったので、それ以外に何かあるかっていうところでもお聞きをしたいんですけども、そもそも、前回、九月の答弁で、人数は変わってると思うんですけども、大体システムのあれから子供たち対象にしたら一千四百五十万円ぐらいで現状できるっていう御答弁に対して、これをちよつと間違いないかだけ、一度いいですか。

○議長（窪 佳秀） 亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章） 九月議会でも御答弁させていただきましたように、システム変更であったり、医療費とか含めて約一千四百五十万円ぐらいっていうふうには私どものほうでは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣） ありがとうございます。

三か月前の質問であるので、そこまで大きく額、人数というのは変わっていないというふうに思っておるんですけども、ここで先ほどから続いているふるさと納税からの子供の医療費無償化についてというところで様々質問させていただいて、答弁いただいているわけなんですけれども、この子供医療費無償化、そしてふるさと納税の活用するというところについてですね、市長の考えを伺いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（窪 佳秀） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 子育て世帯への支援策は大変重要な施策として認識しております。財源捻出が伴いますけれども、私も子育て支援というのは非常に重要というふうに思っておりますので、その中で給食費無償化であったり、そういった支援もさせていただいてる中で、やはり、五條市で何と何っていうと、例えば保育料無償化もございませけれども、そんな中で医療費無償化についても前向きに取り組んでいきたいな

というふうに思っています。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

市長がもちろん給食費の無償化であったり保育料っていう子供に優しいまちづくりっていうところに重点を置いてやってらっしゃるのは非常にありがたいことやと思っておりますし、だからこそこの今の質問やったわけなんですけれども、しっかり前向きに検討していただけるという事で、やはり、寄附していただいている人の多数、大多数が子供や教育に使ってほしいということなので、しっかりそれはこちらとしても、市としてもですね、ニーズにしっかり応えて、こういうふうにやりましたっていうのを皆様に納得していただける形でしっかりと循環させていけたらいいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次は保育園のこの柔軟化についてということなんですけれども、現在、五條市にこども園、公立の認定こども園が三園あるという、理由というところ、あるんですけれども、その中で、まず、五條市で実施している一般型の一時預かり事業とか、病後児の保育事業の実施状態っていうのは現在どうなっているのかお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

現在、公立認定こども園三園のうち、きぼうこども園で一般型一時預かり事業及び病後児保育事業を実施しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

私自身、娘がまだ今、保育園、実際に通っているところでありますので、その三つのところのうちの一つ、今、きぼうこども園さんで一時預かりと病後児保育事業というのを実施されているということなんですけれども、五條市、今後、こども園、公私連携っていうところで移っていくと思うんですけれども、今、三園のうち一つ、きぼうこども園は何の変更もなくそのまま事業は続けていかれるのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

現在、変更は考えておりません。これまでどおり事業を引き継ぐ予定をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

それではですね、そもそもにはなるんですけれども、現在、きぼう子ども園のみで一般型一時預かり事業で病後児保育事業を行っている理由としてはどうしてなのかというところ、教えていただければと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

一般型一時預かり事業につきましては、市内の私立認定子ども園二園で行っており、公立では園児を受け入れる部屋が十分確保できるきぼう子ども園で事業を行っております。また、病後児保育事業は、市内で一か所は設置する必要があると考え、園児を受け入れる部屋が十分確保できるきぼう子ども園で事業を行っております。両事業とも、保護者のニーズを満たしていると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）そしたら、今の答弁であると、きぼう子ども園っていうのが、広さもそうですし、十分に場所が確保できるところで行ってらっしゃるっていうことで認識させてもらいました。その中で、公私連携を行うところで、ほか二園について、公私連携ということになることで、今現在、行っていない例えばゆめ子ども園で一般の一時預かり事業だったり、病後児保育の事業っていうのをやられる御計画などはあるんでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

新たな事業への取組などにつきましては、今後、十分なスペースが確保できるかを踏まえ、保護者代表・公私連携法人・五條市で構成する三者協議会で協議・検討を行っていく予定をしております。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ぜひ、保護者代表、そして、公私連携ということで、法人さんと市としっかりと協議して、必要なところに必要なものがあるというしつかりとした支援の体制というのをつくつていただきたいと思えますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そして、ちよつと中身のことにについて聞きたいんですけれども、現在、一般型の一時預かり事業、そして、病後児保育事業の利用実績というのはどういったものか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

一般型一時預かり事業の利用者は、令和四年度、二百七人、令和五年度、三百十四人、令和六年度、六百十四人、令和七年十一月末現在、百五人です。

病後児保育事業の事前登録者は、令和四年度、一人、令和五年度、四人、令和六年度、一人、令和七年十一月末現在、一人で、各年度の利用実績はありません。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）では、その利用できる対象者っていうのを教えていただいてもいいですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）一般型一時預かり事業の対象者は、市内に住所を有し、認定こども園、幼稚園及び保育所に在籍していない満一歳から小学校就学前の子供となります。

また、病後児保育事業の対象者は、市内に住所を有し、認定こども園、幼稚園及び保育所に在籍している満一歳から小学校就学前の子供となります。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ちよつと今、ややこしいあれなんですけれども、一時預かりに関しては、保育所に在籍していない満一歳から小学就学前のお子さんが利用できる。病後児保育に関しては、こども園に在籍しているお子さんが御利用できるという。これ、ちよつと答弁は大丈夫な

んですけれども、逆にした場合、逆の立場の子がいた場合、保育園に行ってるけれどもついでいう、一時預かりとどちらも同じような形で進んでいったらいいなというふうに僕は思っているんですけども、それは、今後、ちよつとまた改めて一般質問なりでさせていただきたいと思えます。すいません。

続きまして、その今、教えていただいた二つの事業について、一時預かりと病後児保育の事業についてなんですけれども、これの周知、今、御説明いただいた内容みたいなことというのはどういうふうに行っているのかお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

両事業とも、五條市ホームページへの掲載、子ども未来課の窓口での事業の説明、公立認定こども園への入園案内時の資料で周知を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）ありがとうございます。

そうですね、周知って、この世代、いろいろ、たくさん方法があると思っていて、先ほどもちよつと言わせていただいたホームページ、広報、SNSってたくさんあると思うんですけども、加えて、ごめんなさい、これはあれなんですけれども、キッズビューっていうアプリがこども園で今、導入されてると思うんですけども、これって三園全部で使われてるんですかね。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

キッズビューにつきましては、現在、三園で使用しているところでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣）すいません、ありがとうございます。

三園で使われているというところなので、これからも引き続き公私連携しても使用されていくことと思うんですけども、一番手っ取り早いというか、自分が当事者として、毎日、子供の様子とかを見たり、報告見たり、お知らせ見たりつてする中で、一番保護者が目を通しやす

いとは思うんですけども、このキッズビューを用いて周知するというのは、もう本当に早々、できれば、もう十二月ですけれども、今年中にでも一つぼんと配信できないものかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

キッズビューの周知につきましては、十二月中に保護者への周知を行うということで、今、進めているところでございます。

以上、答弁いたします。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番、秋本直嗣議員。

○五番（秋本直嗣） ありがとうございます。

十二月中ということでしたら、済み済みだったので、私、一保護者としても楽しみにして待つておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今後、この子供に対してという質問が非常に多かったんですけれども、私自身も市長と共にですね、子供に優しいまち、子育てに優しいまちというところにしっかりと重点を置きながら今後も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で五番、秋本直嗣の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、五番、秋本直嗣議員の質問を終わります。

次に、三番、中本賢二議員の質問を許します。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。

〔三番 中本賢二質問席へ〕

○三番（中本賢二） 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先月の市議会議員選挙におきまして多くの方々の負託を受けまして、この場、市議会議員として当選させていただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。今後は五條市政発展のために精いっぱい努力してまいりますので、どうか皆様方よろしくお願したいと思います。今まではこの議場のほうでも理事者側の立場からの景色でしたけれども、少しちよつと逆の立場で反対側からの景色になっております。非常にちよつと緊張しておりますが、慣れない一般質問でございますけれども、どうかよろしくお願したいと思います。

それでは、このたび、大きく二点の質問をさせていただきます。二点とも市民の安全と安心を守るための内容でありますので、どうかよろしくお願したいと思います。

それでは、通告に従いまして御質問させていただきますと思います。

まず一番としまして、獣害対策についてということでお伺いしたいと思います。まず、現状についてということ、山間部を多く抱えますこの五條市ではですね、以前よりイノシシであったり、鹿であったり、また、アライグマなどの野生動物によって引き起こされる被害が非常に多く見受けられておる状況でございます。主に農作物への被害、また、人への直接的な被害など、様々な形で生活に影響を与えという状況ではございますけれども、そこでお伺いしたいと思います。現在、五條市で獣害による被害の現状はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

被害状況につきましては、農作物への被害や、イノシシ、鹿の掘り返しによる農地被害、鹿による植栽木の食い荒らし等、森林被害を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今、答弁いただきました丹精込めて作った農作物の食害であったり、また、ひどいときには、ひどいときっていうか、ひどい場所、イノシシであったりとかが畑とか市道沿い、また農道沿いの上のほうで大きな穴を掘ってですね、それが市道側に崩れてきておると、そういった状況も見受けられてる状況でございます。非常に皆さん困っている状況かとは思いますが、では、このような被害をもたらす鳥獣害の近年の捕獲頭数の推移を教えてくださいなと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

過去三年間の捕獲頭数につきまして、イノシシは、令和四年度、五百七十八頭、令和五年度、五百一十一頭、令和六年度、五百六十八頭、鹿につきましては、令和四年度、六百八頭、令和五年度、五百九十七頭、令和六年度、五百七十三頭、アライグマは、令和四年度、百二十頭、令和五年度、百一頭、令和六年度、百五十五頭と推移しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ただいま聞かせていただきますとイノシシや鹿におきましては、年間五百頭から六百頭、また、アライグマに関しましては、

令和六年度、少し増えているということ、百五十頭で推移していることなんですから、一時期、このイノシシなんですけれども、豚熱っていうのが蔓延しとったと思うんですけども、その豚熱があったとき、最近までどうなのか、ちよつと状況分からないんですけども、以前、もう少しイノシシの頭数とかも多かったのかなと思うんですけども、そこら辺の状況を教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

令和三年度にですね、市内で豚熱が発生しました。令和三年度の前年度の令和二年度の捕獲頭数で言いますと、一千四百頭から令和三年度、四百十三頭と約一千頭減少したことになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）令和二年度には一千四百頭、約一千四百頭から令和三年度には四百頭まで少なくなりまして、現在が五百から六百頭で推移しているということなんですけれども、現在はこの豚熱っていうのはどんな状況なのか、お分かりでしたら教えてくださいなと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

豚熱、終息になってきてはございますけれども、やはり、検査もしてございますので、発生、ゼロにはなっていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そしたらですね、年間五百から六百頭で推移していることなんですけれども、その捕獲しましたイノシシや鹿、獣害物ですけれども、これの処理っていうのはどのようにされておるか、お伺いします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

ジビエールの搬入、または、捕獲時の損傷が激しい状況でありますと搬入されないということもございますけれども、あと、捕獲者自身が自己消費されると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そしたらですね、すいません、分かればでよろしいんですけども、ジビエール五條にはどれぐらいの割合で搬入されているのか、約何%ぐらいそのうち行っているか、分かれば御答弁いただけたらと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

約二〇%程度、搬入されてると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

そしたら、このような状況の中でですね、市としまして、このイノシシや鹿、またアライグマに対します獣害対策に対しましてどのような対策を講じているのか御答弁いただければと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

獣害対策として、イノシシ、鹿用の侵入防止柵の材料支給や、イノシシ、鹿、アライグマ用の捕獲おりの貸出し等を継続して実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）侵入防止柵、金網ですよね、金網を材料支給をしておるということで、作業では個人さんが担ってやっていくっていう状況かと思えます。少しちよつと外れるか分かりませんが、この金網の値段のほうがですね、受益者負担が発生しているかとは思っていますけれども、今年度、少し、ちよつと例年よりは高くなっているということをお聞きしておるんですけども、例年であれば、大体、受益者負担としまして十%から十五%、ちよつと定かではございませんけれども、約、それぐらいでこれまでは推移してたというのが、本年度におきましてはその倍以上の自己負担額、受益者負担額ですかね、なっていると伺いしておるんですけども、そこら辺の現状はいかがなものでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

今、議員述べられたように、今年度はちよつと負担が増えてございます。国費を頂いておりますので、国費の減少が要因として考えられるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

毎年、毎年、ちよつと補助率、補助率というか受益者率のほう負担額が変更していく、その国の補助金というか、お金の変動によってということもあるんですけども、できるだけ平準化できるような形でいいのかなとも思ったりもするんですけども。

あと、獣害対策におきましてですね、最近、農林水産省では、今後、スマート鳥獣対策の推進を掲げていると、こううたっております。農村部では高齢化になったりとか、人口減少が進む中で、鳥獣対策を進めていくためにはICTなどの導入を加速化するということを言っております。今まででしたら経験とか勘を頼りにしてやってきた鳥獣対策を、今後はデータに基づいてやっていくということ、今は農林水産省はそちらのほう進めていくということでございます。ICT等を活用した遠隔監視であったりとか、捕獲データの収集とか、また、分析によって見回り作業の省力化、一々見に行かなくても遠隔操作で入って入っていないのが分かるということなんではないでしょうか、その強化すべき地点の特定とか、先進的なスマート鳥獣対策の普及を推進しているということをお聞きします。本市におきましても、国等の動向ですね、注視していただいて、今後のまた、どういうんですか、対策につなげていただければと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。（二）の熊被害対策について、続けて御質問させていただきます。

現在の状況ということですね、ちよつと私のほう、古い数値になって申し訳ございません。環境省のほうでは、四月から十月なんですけれども、熊による死傷者が速報値で百九十六人だったと発表しております。特に十月だけで八十八人が被害に遭っております、うち七人が死亡しております。年間の人的被害が最も深刻だったのが二〇二三年度の同時期、これが百八十二人なんですけれども、これを上回っております、統計を始めた二〇〇六年度以降、最悪のペースで推移していると発表しております。七月には、岩手県の北上市で、住宅内、山林、温泉施設でそれぞれ人が襲われてお亡くなりになっております。秋田県におきましても、ごみ出し中の夫婦が熊に襲われて、夫が死亡

してるといふ被害が出ておる状況でございます。

このような中、これまで五條市での熊の目撃情報であったりとか、被害状況であったり、どういった状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

市への連絡のあった目撃件数につきましては、令和五年度、六件、令和六年度、九件、令和七年度は十二月八日時点で十四件でございます。また、被害状況につきましては、人身被害、食害や果樹木が折られる等、農作物被害を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今年度、七年度には十四件、八日時点で、目撃件数ですね。目撃情報としましては十四件あるということで、昨日、一昨日ですかね、でも我々、西吉野町の尼ヶ生かな、唐戸かな、のどこでも目撃されてるということをお伺いしております。これ、今、もう全国どこでもそうなんですけれども、以前は東北のほうが多かったのかなと思うんですけれども、もう奈良県も含めて、全国で出るといふこの熊の出没状況なんですけれども、次の出没時の対応についてということでお伺いしていきたいと思うんですけれども、御承知かと思いますが、政府におきましては、今後、こういった状況ある中で、警察によるライフル銃による駆除であったりとか、狩猟免許を持つ自治体職員のガバメントハンターの確保を進めるといふ方向を発表しております。

熊の緊急確保につきましては、本年九月に改正鳥獣保護管理法というのが施行されて、緊急銃猟制度というのが創設されております。これにつきましては、住宅地などの人の生活圏に侵入した熊に対してですね、市町村が安全を確保した上で、市町村が委託したハンターが銃器などで捕獲する制度で、過去最多となった昨今の熊被害対策を受けて創設されたものであると言っております。この制度の目的につきましては、人身被害を防ぐため、また、日常生活圏への熊の出没に対応することを目的としておりますけれども、この実施の条件としまして数点ある、四点ほど挙げられておりますけれども、熊が住宅などに、人の生活圏に侵入しているとか、また、侵入のおそれが大きい場合、また、危害を防ぐための措置が緊急に必要である、また、銃猟以外で迅速かつ的確な捕獲が困難である、最後に、銃猟によって住民に被害が及ぶおそれがないことが条件となっておりますけれども、この実施主体につきましては、市町村長がこの条件を満たすと判断した場合に、市町村が委託したハンターによる緊急銃猟を可能にするものであります。

緊急銃猟制度につきましては、現在、市の認識につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

県から当該制度に関する通知が令和七年八月にありました。県、警察、猟友会等、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）県のほうから通知が来ておるということで、内容等につきましては理解いただいているということですね。はい。

そしたらですね、先ほどもちよつと言わせていただきました、職員によるガバメントハンターの確保も進めるということをお国が言っておるわけでございますけれども、ちなみに、五條市の職員ですね、今、銃猟免許を所持してる人はおられるのか、もしおられるのであれば何名おられるのか、分かればちよつと教えていただければと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

銃猟免許の所持者は一名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）一名おられるということで、そこ、差し障りなければ、その方はどこの部署でおられるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

農林政策課で鳥獣対策の係で勤務してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）適材適所かなと思ったりもしております。その方にも十分活躍をしていただく場所があればあかんのですけれども、一つの安心材料でもあるのかなと思います。

そういった中ですね、出没、どこで出るか分からない、この熊の出没状況なんですけれども、出没したときのこの情報収集であったりとか、また、住民さん、市民さんに対してですね、その周知方法は今現在、どのようにされているのかお願ひしたいと思います。緊急時の出没情報の収集であったり提供であったり、非常に重要であるかなと思いますので、スピーディーに市民の方々に行き渡るような方法をとっていただきたいと思うんですけれども、現在、こういった形で周知をされているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

熊が出没したとの情報提供があった際に、目撃者または警察等の関係者から聞き取りや、必要に応じて現地確認を行っております。また、住民の方々への周知方法につきましては、防災行政無線や出没エリアの自治会長等に注意喚起の周知を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

そしたらですね、次に、今後の対応についてということでお伺ひしたいと思います。

こういった状況の中ですね、市民の安全と安心を確保するために、捕獲者、捕獲者というたら獺友会さんになるのかな、への委託であったりとか、出没対応訓練の実施、または出没対応マニュアル等の作成等が必要であったり重要であると考えてます。

そこでお伺ひしたいんですけれども、現在、五條市で熊出没時の対応状況をお伺ひしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

出没時の対応につきまして、マニュアルの作成を現在、進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今の御答弁では、マニュアルの作成を進めているという状況でございました。できてるんじゃないやなくて進めているという状況ですね。

奈良県、また、各市町村の動きとしましてですね、奈良県のほうでは、今議会に対してですね、熊対策強化の補正予算案っていうのを出さ

れております。具体的に約四百七十万円の費用を上程しておることですけれども、これにつきましては緊急銃猟実施に伴う市町村への補助金ですね、補助金であったりとか、十月に改定した県ツキノワグマ保護管理計画に基づいて、熊の保護を優先する森林ゾーン、人間活動を優先する集落ゾーン、また、その間の緩衝地帯であります集落周辺ゾーンにゾーニングするための費用など、奈良県のほうでは盛り込んでおる状況でございます。また、一方、市町村のほうではですね、天理市さんのほうが各地で多発する熊被害への対策としまして、熊総合対策事業の実施を発表しまして、地域住民を対象とした講習会、また、捕獲おり、防御盾、暗視カメラなどの機器及び熊よけスプレーなどの消耗品購入ですね、また、猟友会の緊急銃猟出動への日当等ですね、盛り込んでおる状況でございます。

こういった状況の中で、今後、市としましてどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

奈良県猟友会五條支部に出没時における見回りや緊急時における捕獲業務等、熊対策に関する業務委託を締結しております。これにより熊が出没した際に迅速な対応を実施することが可能でございます。

引き続き、県、警察、猟友会等の関係機関とも連携しながら熊対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）緊急銃猟制度の早期の運用体制の確立であったり、出没時対応マニュアルの作成をですね、早急に行っていただきますようお願いしたいと思います。現在は、目撃情報でありまして、目撃して、どこか行ってしまったっていう状況でございますので、いいとは言えないんですけども、これがよくテレビや報道でされております、例えば民家に入って民家でいてるとか、畑でおって動かないとかっていう、例えば住宅街、住宅街というか、住宅街ですかね、のどこに出没したということになれば、これ、もうそのままほっとくわけにはいかなのかなと思っております。そのためにこの緊急銃猟制度っていうのがありまして、市町村長の許可があれば、ハンターによってですね、銃猟ができるっていう制度でございますので、こういった部分は早急にですね、運用、あれば運用ができますので、なければ運用できないので、緊急的にやはり人に危害を加えるおそれがある、また、加えられたっていうときにはですね、やはり駆除っていう形になるのかな、しなければいけない状況になるかと思えます。そういった部分をしっかりと認識はしていただいとると思うんですけども、いつ、何が起るか分からない状況でございますので、いつも見て、逃げていくって、おって、逃げていくっていうパターンだけじゃないっていうのも想定して

いただければなと思ってますんで、どうかよろしくお願いしたいと思います。

あわせて、今、言わせていただきました、いつ、どこで出没するか分からない熊の被害に遭わないように、市民の皆さん向けにですね、熊を近寄らせない方法であったりとか、また、出会ったときの行動方法であったりするツキノワグマ被害防止リーフレットっていうのをですね、簡単にいいのかなと思うんですけども、そういったもんを作成していただいてですね、それをいざというときに役立つように、市民さんに、いろんな形、広報であるのか、リーフレットを作成して各戸に配布するのかっていう部分、そういった手だても、まずは今、緊急銃猟ができない状況の中であれば、予防策っていうのも大事なと思いますので、そこら辺もちょっとひとつお考えいただいてですね、検討していただければ非常にありがたいかなと思っております。五條市民の安全と安心を確保するためにもどうかよろしくお願いしたいと思います、次の御質問に移させていただきます。

続きましてですね、防災拠点の整備についてということでお伺いします。

現在の状況につきましてですけれども、高い確率で発生が予想されております南海トラフ巨大地震につきましては、今後、三十年以内の発生確率が上がってきて、六〇%から九〇%ですかね、と予想されております。

そんな中で、奈良県内の防災拠点の現状は、もう御承知のように、災害対応の中心的役割を担う防災拠点がなくてですね、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、災害対応の核となる防災拠点の整備が必要であるということから、奈良県では五條市阪合部地区にあるプレディアゴルフ場の土地を取得しまして、整備を進めていく予定でございました。しかしながら、奈良県知事が荒井知事から山下知事に代わられたことから、これまでの計画を白紙に一旦戻しまして、メガソーラー発電を行うと発表したところでございます。これにつきまして、地元住民であったり、また、県議会の方での反対によりましてこの計画も変更になったことは御承知のことかと思っております。

そのような状況の中でですね、この大規模広域防災拠点整備事業から南部中核拠点整備となりましたが、現在、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝） 中本議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県は、令和四年度当時に五條市の県有地に計画していた二千メートル級の滑走路整備を含めた大規模広域防災拠点整備基本計画を令和六年度から令和七年度にかけて見直し、奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想を令和七年二月に、それに基づく南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画を令和七年六月に策定をしました。

以前の計画では、当該県有地は奈良県全体の防災拠点であるという形で計画されておりましたが、奈良県の防災体制の方向性を取りまとめた奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想では、奈良県南部の防災拠点として、南部中核拠点と位置づけられました。

南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画では、敷地内は防災機能と消防学校が立地するコアゾーンと、近隣府県等の応援部隊の受入れに活用する支援ゾーンに分けられており、コアゾーンについては、ヘリパッド、駐機場、格納庫、支援物資保管庫、給油施設、ベースキャンプ及び消防学校の整備が計画されています。また、支援ゾーンについては、今後、平常時の活用の検討を踏まえ、支援ゾーン及び外周道路の整備方針を検討することとなっています。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

コアゾーン、いろいろとヘリパッドであったり、駐機場、格納庫、支援物資倉庫、給油施設、ベースキャンプ場、及び消防学校等が整備されるということ、現在ですね、今、阪合部地区のほうでの整備状況、今まででしたらですね、ちよっと維持管理のほうで草刈り等、行っておったかなと、数年間はあったのかなと思うんですけども、現在の整備状況はどのような状況で整備されているのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答えいたします。

現在、今おっしゃられた草刈りでありますとか、そういった周辺の維持作業と、それから、先ほど申しました先行整備に係る工事につきましては、十一月二十八日に地元の説明会が終わった後、工事のほう、準備工も含めてでございますが、十二月四日から工事のほうを進めるということで承っております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）十二月四日、工事が始まるということで、具体的にどこを、どんなふうにされる工事を、いつまでされるのか、ちよっと分かれば教えていただければと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）工事の内容につきましては、ヘリパッド、駐車場、それからベースキャンプの整備が進められます。今、ちよっとど

の部分から工事を着手されるかというのは県のほうからは聞いておりませんが、その内容につきましてもの工事が進められると聞いております。以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）十一月二十八日に地元説明会をされたということで、これは市のほうからは会議に出席されたんかどうか、お伺いします。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）危機管理課のほう、職員一名、出席しております。

以上です。

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）差し障りなければ、そのときの会議内容ですね、大まかで結構なんですけれども、地元に対してこういうことで、例えば、工事の進入路の件で説明に行ったのか、それとも、工事の、この今、十二月四日から始める工事についての説明をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答えいたします。

先行整備に係る部分と、それから、進入路も含めてでございますが、先行整備に係るものについて、県のほうから説明がされたようでございます。以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）先行整備について、今も含めて、この工事発注の部分についての御説明をされたということですよ。そこら辺、またどんな工事をいつまでにされるのか分かれれば、また後ほどでもお伺いしたいと思いますんで、どうかよろしく願います。

続いてですね、行かせてもらいます。

県との連携についてということで挙げさせていただいたとるんですけれども、私も以前に危機管理監をさせていただきまして、この防災拠点整備につきましても二年間、携わらせていただきました。そのときには、我々は、県のほうであれば総務部の知事公室防災統括室というところから大規模広域防災拠点整備課という課がありましたですね、そこ県が、県の窓口がそちらでございました。そこ地元の自治連合会長さ

んを含め、役員さん約八、九名ぐらいでしたかね、おられた中で、市の職員も出席をして、毎月、定期的に情報交換、情報収集も含めてですね、させていただいた経緯がございます。そういった経緯の中で、現在、県の窓口つていうのが、途中でちよつと大規模防災拠点整備課のほうで解体された状況でございますけれども、今現在、県の窓口つていうのはどこが担当されておるのか、ほんで、また、どんな状況で地元と、どういうんですかね、調整なりをされているのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答えいたします。

県の窓口につきましては、防災拠点整備に係る部分につきましては、県の防災統括室が行っております。あと、県有地の維持管理等につきましては県土マネジメント部総務課が行っていると聞いております。地元との調整の会議ですが、今、先ほどおっしゃられた月一回というような形ではなくて、県との情報共有ということで、県の防災統括室とは、頻回、頻回と申しますか、市のほうに來られて打合せを行っているのと、地元につきましても、地元の相談でありますとか、そういった形のもので地元のほうに伺っております。改めての会議といえますと、調整会議といえますか、呼ばれて、地元の代表でありますとか、県の県議会議員でありますとか、市議会議員の先生方ありますとか、地元の自治会とかで構成されておられます会議につきましては、要望がありましたら出席するという形で行っております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

県と市、また、地元関係者等で信頼関係を築いてこの事業をですね、スムーズにいくためには信頼関係が非常に大事なところだと思っております。その中で、今現在、平岡市長とですね、現山下知事とは良好な関係を築いていただいとるというふうにお伺いしております。また、五條市出身の福谷さん、福谷副知事も現在おられます。県との連携がうまく続いて、続けてもらってですね、この事業が一日も早く完成に向けて進んでいくことをお願いしておきます。

では、最後にですね、三番としまして、今後の課題につきまして御質問させていただきたいと思っております。

大規模な事業を進めていく中ではいろいろな課題が出てくると思います。現在、想定される課題等あればお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答えいたします。

南部中核拠点の整備開始に伴う工事車両の防災拠点への出入りにおける地域住民への安全確保、生活環境への配慮並びに利水・治水管理への対応が必要と考えています。また、地域住民の関心の高い道路の拡幅など、周辺整備も大きな課題であると認識しています。

このため、市といたしましては、工事期間中の安全確保、生活環境の悪化防止並びに完成後における地域の活性化などを念頭に県と連携をしたいと思います。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）課題ということで、安全確保、工事の安全確保であったりとか生活環境の悪化防止、これ、水質であったりとか環境であったりとかっていう部分があるかと思うんですけども、完成後における地域の活性化っていうことを、今、ただいま答弁いただきました。

その中でですね、この県有地なんですけれども、私が理解しておるのが全体六十四ヘクタールだったのかな、買収されたのは六十四ヘクタールやったんかなと思っております。その中で、ちよつとこの説明資料を見せていただきましたら、コアゾーン、先ほど消防学校であったりとかヘリパッドであったり格納庫であったりとか、そういった部分の整備につきまして約十五ヘクタールを使って整備をされるということ、が計画されております。残りですね、支援ゾーンとしまして、これはまだ決定をしておりますけれども、今後、検討していくということで、単純計算としまして、これ、四十九ヘクタール、約四十九ヘクタール、五十ヘクタール弱ですね、の土地が、残るって言い方悪いですけども、あるわけなんですけれども、そこで市長にお伺いしたいと思います。防災拠点整備につきましてですね、奈良県主体の事業であることは承知しておるところでございますけれども、五條市におきましても広大な土地が整備される計画になっておりますけれども、この機会に、市としての県有地の中で一部でも有効活用できないのか、また、そのお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）当該場所については、県に対し有効活用されるよう要望してまいりますが、市としてもさらなる防災力の向上に大きくつなげる活用をしていただきたいと思っております。例えば、これはまだ地元の了解を得ているわけではございませんけれども、防災拠点としての機能強化の観点から、五條市が県南部三町八村及び県と連携して要望しております陸上自衛隊駐屯地誘致の要望もできればというふうに思っておりますし、こういったことで有効活用していただけたらなというふうに思います。そして、県のほうもですね、昨年度から防衛省のほうに対しまして要望活動を再開していただいております。そんな中で、五條市に陸上自衛隊駐屯地誘致というところで、県議会議員さんも含めて、知事も含めまして要望活動を行っているところでもございますので、こういったことが有効活用の一つになればというふうな

思いでございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）市長、ありがとうございます。心強い御答弁をいただきました。

先ほども述べさせていただきましたように、いつ起こるか分からない地震であったりとか、大規模災害等に対応する防災拠点の整備が安全かつ早期に完成することが必要かと考えております。加えて、市民の安全安心を守るためには、日頃からの防災意識の向上が必要であると考  
えております。今後、そのような状況もどうか理事者側もよろしくお願いしたいと思ひまして、三番、中本賢二の一般質問、これで終わらせ  
ていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、三番、中本賢二議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十一時四十分まで休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩に入る。

午前十一時四十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、一番、田中隆史議員の質問を許します。（「一番」の声あり）一番、田中隆史議員。

〔一番 田中隆史質問席へ〕

○一番（田中隆史）議長からの発言の許可をいただきましたので、一番、田中隆史の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

その前に、去る十一月十六日に執行されました五條市議会議員選挙でたくさんの方々の皆様からの負託を得て、身の引き締まる思いでござ  
います。市民の代表として、全身全霊、働いてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、初めての一般質問ということで大変緊張しております。議事進行に迷惑がかからないように、そして、お昼前ということで、ス  
ムーズにいくように質問していきますので、どうぞ皆様よろしく願ひいたします。

まず初めにございます。本市の就学制度についてでございます。

日本国憲法第二十六条、義務教育の無償と教育を受ける権利を定めています。教育は、子供たちの将来を左右する極めて重要な要素であり、経済的な理由でその機会が失われてはなりませんという文言が日本国憲法第二十六条にあります。私も、子育て世代、娘が中学一年でおります。そういった状況で、周りも同じような世代の方がいて、大変いろんな意見を聞くことがあります。

そこでまず一点目でございます。本市の就学支援、どのようなことを実施されているかお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 一番、田中議員の御質問にお答えいたします。

現在、準要保護児童生徒や特別支援学級の児童生徒に対する学用品費や校外活動費等に対する支援等を実施しているところでございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ありがとうございます。

学用品費、校外活動費ということをお答えいただいたんですが、具体的にどのような内容かお答えをお願いします。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

学用品費につきましては、ランドセル、かばん、文房具等になります。また、校外活動費につきましては、遠足、修学旅行費等になります。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 田中隆史議員。

○一番（田中隆史） それと、一応、最初にお答えいただいた中で、対象者が準要保護児童生徒や特別支援学級の児童生徒に対してということでございますが、その対象者となる方を教えてください。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

準要保護児童生徒、特別支援学級の児童生徒の対象者は、所得要件等を満たした市内公立小・中学校に通学する児童生徒となります。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

- 議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。
- 一番（田中隆史） ということは、これはもう全生徒対象ではないという認識でよろしいでしょうか。
- 議長（窪 佳秀） 安満教育部長。
- 教育部長（安満義尚） 要件を満たした児童生徒ということになります。
- 以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。
- 一番（田中隆史） その準要保護児童生徒、特別支援学級の児童生徒を対象とされているということですが、例えば、今年度、令和七年度のその対象者数を数字で教えていただきたいと思えます。
- 議長（窪 佳秀） 安満教育部長。
- 教育部長（安満義尚） お答えいたします。
- 令和七年十二月八日現在で、準要保護児童生徒の認定数は、小学校九十三名、中学校七十四名の合計百六十七名、特別支援学級の児童生徒の認定数は、小学校四十八名、中学校三十二名の合計八十名となります。
- 以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。
- 一番（田中隆史） 準要保護児童生徒が小中合わせて百六十七名、そして、特別支援学級の児童生徒が小中合わせて八十名、合計二百四十七名ということでございます。ちよつとそれに加えて、今の小学校、中学校の全生徒の数、ちよつと私も勉強不足だったんですけども、ちよつと教えていただきたいですけれども。
- 議長（窪 佳秀） 安満教育部長。
- 教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。
- 児童生徒数につきましては、令和七年五月一日現在でございます、小学校が九百二名です。中学校が五百十名になります。
- 以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。
- 一番（田中隆史） ありがとうございます。

数的には少ないというか、対象者が十％、二〇％ぐらいだと思わなくても、私もいろんな方の同世代の声を聞いて、やっぱり就学支援というか、子育て支援というのをもうちょっと拡充して欲しいなという思いがあります。これ、全国的でございますが、光熱費や食料費、物価高騰が近年、多く見受けられます。そこでやっぱり子育て世代の少しでも支援になれるように次の質間に移りたいと思いますが、今後の取組についてでございます。私、ちよつと選挙のときにもいろいろ訴えていったんですが、もういろんな制度があると思うんですが、ちよつと制服の補助についてちよつと特化して聞きたいと思えますけれども、そういった制服の補助というのはこの就学支援の中にも含まれているかどうか、ちよつとお答えいただきたいです。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

準要保護児童生徒や特別支援学級の児童生徒に対する学用品費や校外活動費等に対する支援の中に、制服を購入する補助も含まれているところでございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）なぜ私が制服の補助を特化して言ったかという点、この学校編制で、私、宇智地区なんですけれども、子供も宇智小学校だったんですけども、一年のときに統合されました。阿太小学校と北宇智小学校と統合されて五條東小学校になりました。そして、五條南小学校も野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校と統合されて五條南小学校になって、ずつとある五條小学校、牧野小学校と四つの小学校があると思いますが、私のとき、私の地域のちよつと例を言いますと、五條東小学校が宇智小学校、阿太小学校、北宇智小学校、私服での登校だったんですけども、その統合の期間で制服の通学になりました。

そこで、今現在、その四つの小学校、全てが制服の登校というか、そこが基準になっているかお答えいただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

小学校につきましては制服着用となっております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）やはり、四校とも制服ということで、長年、私服での登校だったのが制服になるということで、やっぱりそれなりの家計の負担も増えてくると思います。奈良県内で言うところ、香芝市が、来年度かな、から新小学校一年生、新中学校一年生に対して制服の購入の支援というのを打ち出したということをお聞きしております。私もいろいろ調べて、県内以外でも、山形県の村山市というところは小学校六年の家庭に五万円の商品券等々配布していると、北海道の北斗市というところでは、制服費を全額助成するという先行例もあります。同じような県内の香芝市でもそういった制服の支援というものがあるので、ぜひとも制服の支援、補助を進めていっていただきたいと思っております。

この質問の最後になりますが、平岡市長が就任されてから、子育て支援、先ほども秋本議員のときの答弁もありましたように、給食費の無償化であったり、今後、保育料の無償化、そして、秋本議員もおっしゃってましたように、医療費の無償化等々、ほんで私も制服の補助というのを求めていっておりますが、平岡市長に、先ほど秋本議員のときにも答弁ありましたが、今後の子育て支援というのをどのようなビジョンをお考えかちよつとお答えいただきたいと思っております。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）先ほど秋本議員の質問のときにも答弁をさせていただきました。私の政策の中には、やはり子育て支援、そして、何よりも子育てのしやすいまちを目指したいということが一番にあります。そんな中で、先ほど議員がお述べになった給食費の無償化であったり、保育料の無償化、二子目の無償化なども行っております。おむつの無料配布など、多々、ほかにもございますが、いろんな支援を行っております。今、五條市は他市に負けないぐらいの子育て支援ができてきたのではないかなというふうに思っております。

そんな中、やはりこういった支援の中にも私は優先順位というものも必要かなというふうに思っておりますし、この制服の支援についてもそんなんですけれども、今後、いろんな支援の仕方があるというふうに思います。しっかりと計画を持って、優先順位を決めながら、多くの皆さんの御意見を聞かせていただき、そして取り組んでいきたいと思っております。そして、今後におきましても、他市の状況でありましたり、そんなことも踏まえながら調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）市長、ありがとうございます。

給食費の無償化も県の中で率先して行っていたということで、その件に関しても、私、同世代の親御さんからも本当にありがたいということをよく耳にします。今後とも子育て世代、市長おっしゃったように、五條市は率先して手厚くやっておられると思いますので、優

先順位の中に私のその制服無償化も入れていただければと思います。ありがとうございます。

二番目の質問に移りたいと思います。ヤングケアラーについてでございます。

これも先ほどの教育関係の質問とちよつとながってくださるのですが、ヤングケアラーというのは、二〇一五年の国連サミットでSDGsが採択されました。誰一人取り残さないということを含い言葉に、先進国と途上国の区別なく、全ての国が取り組むべき十七の目標のことで、多くの方が上着の襟のところに付いている丸い十七色に色分けされたバッジをよく目にすると思います。その十七の目標のうち、一番目が貧困をなくそうです。昨今の子供を取り巻く環境は、少子化や核家族化、価値観の多様化などの社会背景によって大きく変化していきます。貧困だけがヤングケアラーを生んでいる原因ではありませんが、貧困がもたらす様々な格差がヤングケアラーを生んでいる大きな要因の一つであるのは間違いなく私は考えています。子供たちを取り巻く環境には、そのほかにも課題はたくさんあって、ヤングケアラーの問題だけでなく、児童虐待や児童生徒の不登校も増加傾向にあるようです。将来を担う子供たちの生きる権利、育つ権利、守られる権利など、子供の権利を社会全体で守っていく取組は必要不可欠であると考えております。

そこでまずお伺いするのですが、本市の小学校及び中学校で、いわゆるヤングケアラーと言われている児童生徒はいるのか、いないのか、把握しておるのか、御答弁お願いいたします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

令和七年十二月一日時点で、児童福祉課子ども家庭センターが把握しているヤングケアラーの数は、六世帯、九人でございます。内訳としましては、小学生が五人、中学生が三人、高校生が一人となっております。この六世帯、九人については、現在、子ども家庭センターが継続した支援を行っております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）残念ながら五條市にもヤングケアラーという方が六世帯、九人いるということで、そのうち小学生、中学生、高校生とおっしゃっていましたが、小学生が五人、小学生が一番ちよつと多いことにびっくりしたんですが、私の子供も、先ほども言ってますが、中学一年生で塾に行つて勉強したり、そしてクラブ活動したり、自分の好きな趣味のことをやっている、本当に学生らしい、学生を、勉強ももちろんですけども、しているんですが、その中でヤングケアラーと言われる子供たちはそういうことができないということという

ことでございます。社会的格差の拡大という負の連鎖にもつながっていくことじゃないかなと思います。

社会全体で子供たちを見守る体制をつくる必要があるとなってくると思っています。特に、学校現場での確認ということが重要になってくるんじゃないかなと思うんですが、学校現場で何か具体的な取組はされているのか、御答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 答え申し上げます。

学校現場では、支援が必要な児童生徒に対して、本人の意思を最大限に尊重し、プライバシーに十分配慮しながら現状の聞き取りを進めているところでございます。聞き取りでは、家族の状況や本人の負担などについて、具体的な困り事や内容を丁寧に把握しています。そして、県や市のスクールカウンセラーなどと連携するとともに、福祉部局のことも家庭センターにつなぎ、適切な支援が受けられるよう努めているところでございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） 学校現場でも対応していただいているということで、ありがとうございます。

なかなかこのヤングケアラーっていう言葉、ちよっとね、あまり浸透、まだしていないのかなということではありますが、学校現場でも重々対応していただいて、本来、子供がやるべき勉強というか、そういうクラブ活動、その辺の把握もしていただきたいなと思います。

あと、学校現場での取組、ちよっとお聞かせいただいたんですが、学校現場以外での取組、何かありましたら御答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀） 馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子） 答え申し上げます。

福祉部局のほうでは、児童福祉課こども家庭センターにおきまして、教育部局等から情報提供を受け、ヤングケアラー世帯を把握し、家庭訪問などによる面談を通じて支援を行っております。

具体的な支援といたしまして、ヘルパー等を派遣し、家事や育児を支援する子育て世帯訪問支援事業、こちらを令和六年度から実施しております。また、児童生徒本人だけでなく、世帯全体への支援も必要であることから、その世帯の様々なニーズに応じたサービス、例えば障害福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援相談窓口や社会福祉協議会、また、ハローワークなど、そういったサービスも組み合わせる支援を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） 学校現場以外でも、福祉部局でもいろいろ考えて支援の手、差し伸べているということで少し安心しました。先ほども述べましたように、子供たちの健やかな成長を実現、確保するために、社会全体として包括的に子供たちを支える取組が必要であり、重要です。現在の課題が放置されることにより、さらに格差が拡大するというような負の連鎖を絶対に招かないという強い意志で取り組んでいただくことをお願いします。縦割りがありませんけれども、教育部局と福祉部局と連携していただいて、今後もヤングケアラーの支援、把握等々よろしくお願いいたします。

続きまして、三番目の最後の質問に移りたいと思います。スポーツ施設の現状でございます。

ちよつとスポーツ施設という大きなくくりにさせていただいたんですが、ベストライン上野パーク、ベストラインスタジアム、ベストラインフィールドについてちよつと特化して質問させていただきます。

ベストラインスタジアムは運用開始以来、大規模な改修を行わず現在に至っており、ベストライン上野パークは昭和五十九年に供用を開始して以来、市民の皆様はもとより、各種スポーツ団体からも利用される重要なスポーツ拠点となっております。特にベストラインフィールドは、平成二十一年、二〇〇九年に人工芝として新設以来、年間を通じて安定したコンディションでの利用が可能です。スポーツ振興に大きく貢献していると感じています。しかしながら、人工芝の耐用年数がおおむね十年から十五年とされており、新設から十五年以上が経過している現状を顧みますと、老朽化が進み、芝生の摩耗や充填剤の流出、偏りが見受けられ、利用者から安全性の懸念やプレー環境への影響について声も上がり始めています。市としての施設の現状と安全性について、御意見お聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

施設の現状といたしましては、ベストラインスタジアムの三年間の休日の稼働率は平均で六四・二％、ベストラインフィールドは平均六二・四％となっております。各種スポーツ団体が頻繁に利用しております。

安全性については、両施設とも老朽化が進んでいる状況です。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）老朽化が進んでいるという状況なんですけれども、昭和五十九年なんです、もう四十年以上たっているんですが、この施設の改修計画の予定はありますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

ベストライnstadiumについては、令和十三年度に国民スポーツ大会が開催されることから、施設の改修工事を予定しております。今年度の工事としましては、外野などのフェンスのやり替えと防護マットの敷設を考えております。来年度以降も、国民スポーツ大会に向け改修を行う予定です。

また、ベストライnフィールドについても、人工芝の耐用年数が過ぎていることから、安全面を考慮し、人工芝張り替え工事を検討しています。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）ベストライnstadiumについては、国スポが五年後に開催されるということで、施設の改修工事、予定しているという御答弁でございました。

すいません、ちょっと質問が行ったり来たりするか分かんないんですけども、野球以外で国スポの予定は市内であるのか、ちょっと御答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

野球とバスケットボールがございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）ありがとうございます。

野球とバスケットボールということで、ベストライn上野パークがより一層、施設を充実させていかなくちやいけないということだと思います。

ベストラインスタジアムについては改修すること分かったんですが、ベストラインフィールドについて、人工芝の張り替え工事の計画はどのようになっていくのか、スケジュールや補助制度なども見解をお聞かせいただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

ベストラインフィールドの整備のスケジュールについては、着手時期や人工芝の種類、施工方法について検討してまいります。また、補助金についても、国・県と協議して確保に努めてまいります、このように考えております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） ベストラインフィールドの整備ですが、国と県と協議して進めていっていただけるということで、私もずっと、学生時代、社会人とサッカーを行っていましたので、ぜひともちよつとそれに向けて進めていってほしいと思います。ただ、人工芝の仕様については、近年、人工芝の質がよくなり、いろいろな種類の製品があると思います。とにかく安全性をちよつと一番追求していってほしいんですが、安全性とプレー環境を考慮すると、ある程度の品質が保たれた製品を敷設する方向で検討していただきたいと思うんですが、工事期間等々も長くなるかあるかと思いますが、工事期間中の代替施設についてどのような計画を持ってもらえるか、御答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

工事期間中の代替施設については、阿田峯公園等を代替施設として御案内させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） 現状を見ると、もう阿田峯公園しかないのかなということでは思います。国スポに向けて、スタジアム、そして、それ以外でもフィールドのほうも充実していただけるよう、五條市はスポーツも盛んな地域だと思えます。野球で言うたら、岡本和真選手も五條市出身ですし、サッカーのほうも五條高校、地元の高校も県内では強豪校でございます。そして、それ以外にも五條東中学校では柔道部が全国大会三連覇という偉業を成し遂げたと思えます。スポーツ施設というのは、もう本当に若若男女、皆さんが活用して、健康の維持、増進にもつながることだと思います。

最後に、ちよつと市長に今後の市内のスポーツ施設の再整備について、御答弁よろしく願ひします。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）ただいま、先ほどからも部長の答弁にありましたように、ベストラインスタジアムについては、国民スポーツ大会へ向けて改修工事を行つてまいります。そして、ベストラインフィールドにつきましては、やはり、十六年もたつて、経年劣化もありますし、安全面においてもそうですけれども、改修が必要なことと承知をしております。こんな中、国や県の補助事業の活用も含めまして、しっかりと検討してまいりたいというふうに思つてます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）市長、ありがとうございます。再整備の早期実現、特に財源確保、代替施設の対応、そのほか、市民の期待に応えられるよう、市長の強いリーダーシップ、よろしく願ひいたします。

初めてで大変緊張しましたが、これで田中隆史の一般質問を終わらせていただきます。お昼をちよつと少し過ぎましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、一番、田中隆史議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十二時十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、十番、山口耕司議員の質問を許します。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

〔十番 山口耕司質問席へ〕

○十番（山口耕司）それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、公明党、十番の一般質問を通告のとおり行わせていただきます。

さきの市議会議員選挙におきまして五期目に挑戦をさせていただき、さらなる四年をいただくことができました。市民の福祉向上のためにさらに頑張つてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、最初の一番目の質問でございます。(一)の市民の暮らしを守る経済対策についてということでございます。

政府は、十一月二十一日、物価高対応などを柱に大型減税などを含めて二十一兆三千億円の規模の総合経済対策を閣議決定いたしました。物価対策として、重点地方交付金につきましては二兆円が計上され、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の实情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう、同日付で内閣府地方推進室より重点支援交付金の拡充について事務連絡が各自自治体に発信されてございます。

内容につきましては、交付限度額の目安を踏まえた検討については、重点支援地方交付金の追加配分二兆円、うち食料の物価高騰に対する特別加算〇・四兆円に係る交付限度額は令和六年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和六年度一般会計補正予算、令和六年十二月十七日限度額通知に係る交付限度額の都道府県でおおむね二四〇%以上、市町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め、おおむね三三〇%以上となる見込みです。各地方公共団体の交付限度額については、補正予算成立を待つて正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市町村におかれましては早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にしていただき、区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について地域の实情に応じ、可能な限り年内で予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いいたします。内容で、推奨事業メニューも紹介されてございます。電子クーポンやおこめ券、また、水道料金の減免、電気、ガス、LPガスを含むこの補助、小・中学校等学校給食費の支援、中小企業の賃上げ環境の整備でございます。

それでは、一番の重点支援交付金の活用について、この五條市が行おうとしている金額と、そして事業についてお伺いしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 戸野総務部長。

○総務部長(戸野 哲) 失礼します。十番、山口議員の御質問にお答えいたします。

国会において補正予算がまだ成立していないため、具体的な金額は示されておりませんが、国から示されております目安を基に試算いたしますと、本市に交付される金額としましては三億四千万円程度が見込まれます。

そして、国が示す事業のメニューでございますが、生活者支援としてプレミアム商品券等による支援や、高齢者世帯や子育て世帯に向けた支援などがございます。事業者支援として、中小企業や介護・医療・保育現場への支援などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十番」の声あり)

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）それでは、五條市としてはどういった事業を行う予定になっておるのか、もうこれ、早急にしていかなくてはならないと考えますが、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

国の通達や県の支援内容、五條市のこれまでの支援対策の効果検証も踏まえて、昨年に引き続き地域振興券事業を検討いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）地域振興券事業を検討、一番早く市民の皆様方に届く最善の処置ではないかと思えます。そうした中で、そういった意味も含めて、どうしてその地域振興券の事業なのか、そしてまた、事業者に係る支援をどのようなものを考えておるのか、それがあのかないのか、その辺も含めて答弁いただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

対象商品等を限定することなく御利用いただけるようにすることで、幅広い物価高騰支援につながるものと考えております。また、事業者への支援等につきましては、国や県においても一定程度の支援策が講じられておること、加えて、地域振興券は、五條市内での使用に限ること、結果として市内事業者への支援となると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先般、市民の方から声をいただいたわけですが、やはり、地域振興券がありがたいというお話も聞いてございます。この物価高の中において特に使える、使い勝手がいいと、テレビでよう騒がせてますのはおこめ券、おこめ券ではないかと思えますし、この地域振興券がさらなる五條市の事業者さんにとってプラスになるような使い方、また、発行の仕方であっていただきたいと思えます。

欲を言えば、もう一つ欲を言えば、もう国が何度となくこういった交付金を出しております。そうした中において、すぐに支給できるよう

な体制づくりも必要ではないかなと私自身は思うんですけれども、この予算化の時期につきまして、いつ頃になるのか、ほんでその予算を組んだ上で、市民の皆さんにこの地域振興券が届くのはいつ頃になるのか、その辺、教えていただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。

年内の予算化も視野に入れまして、速やかに予算化できるよう取り組んでおるところでございます。例えば年内にお認めいただけましたら、準備期間に約三か月程度、必要となることから、実施時期は早くも四月頃と想定をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） さっきもちらっと言いましたけれども、これ、三か月程度もかかってしまうと、郵便事情のことも含めてのことだと思わなくてすけれども、やはり、これが地域で使えるようなアプリが既にありましたら素早い対応ができるんではないか。しかし、それを使うに当たってもいろんな経費もかかっていきますし、使えない方も当然、出てくる可能性がございますので、その辺も今後の課題かなと思えます。また、その辺の研究もお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、安定した学校給食の提供についてでございます。

先ほど申し上げました推奨メニューの中に、小・中学校など、物価高騰に係る学校給食の支援がメニューに入っております。そうした中において、五條市においては、もう先ほどの一般質問でもお話ございましたけれども、小学生が月額四千八百円、中学生が五千二百円までの補助をいただいております。でございます。

そうした中で、この重点支援を使わなくても賄いができるのかどうかという点について、この物価高騰対策についての対策をどのように取っておるかお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

学校給食の賄材料費の令和七年度予算につきましては、お米や食材等の物価高騰を見込んで、前年度予算の約十一％増で予算計上をし、対応しているところでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） そしたらもうその予算の中でも物価高騰対策は済んでおるということで、今の現状の予算の中で給食の賄いができるということでしょうか。

あれは十月三日でしたかな、私も議員、市長と共に給食を試食させていただきました。その中でいろんな給食担当の方より詳しい説明もいただいて、調理の工夫等も聞かせていただいて、おいしい給食を試食させていただきました。この給食について、市民の方からいろんな意見を聞かせていただきました。物価高騰においてほんまにこの給食いうのはもうちよつと手当てしてほしいなという思いも聞かせていただいたんですけれども、その辺、給食について、保護者も含めてですけれども、児童や生徒さんからどのような意見の聴取をされているのか、教えてくださいいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

栄養教諭が各学校に食育指導などで訪問した際に、児童生徒から直接、給食について意見を聞き取りしています。また、年間十一回開催しています学校給食主任者会議において、各学校の給食主任者の先生方から御意見等を伺っています。加えて、年間十一回開催しています保護者代表の方にも参加していただいている学校給食用物資納入業者選定委員会においても御意見等を伺っています。さらに、地産地消にも取り組んでおり、給食予定献立表等に地産地消についての紹介コメントを入れるなどして、児童生徒や保護者に発信しているところでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 児童や生徒に発信していただいとるということ、このいろんな取組を紹介していただいておりますけれども、やはり幅広く知っていただかなくてはならないと思うんですけれども、この給食に関する情報周知にはどのようなことを行っておるか教えてくださいいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

現在、小学校、中学、高等学校用に給食予定献立表を作成し、各学校を通じて各家庭に行き渡るように配付しております。また、日々の給

食の写真や調理作業の動画を委託業者が作成している五條市立学校給食センターのインスタグラムに掲載しているところがございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）私も拝見させていただきました。確かに委託業者でございました。もうきめ細やかな情報発信でした。画像も出てきてね、それがずっとビデオで見れるような、YouTubeまでは至っておりませんけれども、映像が流れておりましたんで、すばらしい情報発信だと思います。それ、気付かない市民がたくさんいらつしやいます。保護者の方もたくさんいらつしやる。そういったところに幅広く周知していただきたいと思うんですけども、今後のその周知についての取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

今後につきましては、市のホームページや広報紙、公式LINE等を活用し、より一層、保護者や市民の方々に給食センターの取組について御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）しっかりと五條市の公式LINE、今、登録数三千五百人余りですか、しかしございません。公式LINE、もう立派な公式LINEなんです。ここにおる方はもう全て登録はされと思うんですけども、職員の方でも登録されていない方がいらつしやると聞きました。そういった方もしつかり見ていただいて、そこにもそういった情報発信を定期的に行っていたら、五條市の給食の取組、しつかりと理解していただけるのではないかと思いますんで、今後、そういった広報紙、そして公式LINEに掲載をよろしくお願いを申し上げます。

次に、まちづくりについてでございます。

これ、幅広いまちづくりで、今年度の六月の定例会、そして九月の定例会で多くこのことについて質問をさせていただきました。特に、順番に挙げているんですけども、庁舎周辺の道路の整備について市長にもお願いして、JR五条駅の駅舎のことに関してもお願いさせていただきました。そういったことも踏まえて、今回、再度の、再々度ですかね、三回目的一般質問となります。どうかよろしくお願いを申し上げます。まず、庁舎周辺の道路の整備についてでございます。現在、周辺道路の整備計画というのを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

市役所周辺の道路整備計画については、奈良県と平成三十年一月策定の第一次五條中心市街地地区まちづくり基本計画において、新庁舎へのアクセス道路として道路改良事業、市道旧岡中線及び岡口三号線の整備が記載されております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）なぜそのことがあるのかというたら、計画があるのは補助金を目的とした道路計画であるという話も聞かせていただいた上で、まだ、開通いいますんかな、通っておりません。その計画の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

市役所前の市道旧岡中線の拡幅事業は完了し、岡口三号線については、一部、地権者といまだ交渉中でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）存じ上げております。その見込みというのはいつ頃、見込みはないんですかね。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

先ほど申しましたが、まだ、現在、地権者の方と交渉中でございます。期間というのはまだ申し上げることができません。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）以前、トップダウンで市長も地権者の方とお出会いして、前向きな話ができたといいふうに聞いてございます。そうした中におきまして、やはり、せつかくあそこまで来かけた道、もう一步のところまで止まっておりますので、引き続き交渉のほうよろしくお願いを申し上げます。

先ほどどちらつと言いましたけれども、六月の定例会、本当は九月の定例会の議事録出したかったんですけども、まだ議事録が公表されて

おりませんで、六月の分しかございませんけれども、このところで次の質問に係る須恵一号線の計画についての質問をさせていただきました。研究・検討してまいりますという答弁しかございませんでしてんけれども、この須恵一号線、当然、バスターミナルができて、その部分は一部、中心線を二メートルほど控えて駅のバスターミナルのバスの乗務員さんが、どういうんやろう、休憩をされる場所を控えてあるというお話も聞かせていただいておりますけれども、この取組について、須恵一号線の取組について、再度、お伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

J R 五条駅前整備を進めるに当たり、五條市の顔となるJ R 五条駅周辺の基本構想の策定の検討をしていきたいと考えております。また、その中で、市道須恵一号線も含めて計画策定を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）庁舎も含めての須恵一号線の基本構想を策定していくところですね。策定を検討していきますやから、これからの話やね。その策定の範囲について、どこまでお考えになっておるのかお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

範囲といたしましては、J R 五条駅舎を中心に、北側は市役所へのアクセス道路として市道岡口三号線を、西側は市役所前の市道旧岡中線を、南側は市道須恵四号線から市民交流施設までのアクセス道路として県道五條停車場線を、東側は土地開発公社臨時駐車場までを想定しております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）須恵三号線が入っているということですね。その辺、再度、教えていただけますか。ごめんなさい、須恵一号線。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

須恵一号線は含んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 須恵一号線も入って当然の話だと思います。そして、その範囲、今おっしゃっていただきましたけれども、旧庁舎跡地のことも検討していかなくてはならない、まだ、その使い道いいますんかな、計画いうのまだ立っておりませんけれども、その範囲をこの基本構想の中に入れることはできませんのかな。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

議員お述べの庁舎跡地につきましては、今年度、ワークショップの開催等を行っており、検討を進めておるところでございます。担当部局と基本構想に含めるかどうかを研究・検討してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） ちよっとこれ、市長の答弁、後でまたまとめてお願いしたいと思えます。

次に、同じくJR五条駅周辺の道路についてでございます。

この周辺道路、県道の部分に当たろうかと思うんですけども、このことも六月議会でお話をさせていただき、バスセンターがJR五条駅前に移設されますと、当然のことながら歩行者の方がたくさん乗降されるんではないかと思えます。そうした中において、県道も一部、歩道がなくなっておるところもございますし、当然のことながら、駅までの歩行者の安全確保という意味も含めて、この県道五條停車場線やな、停車場線の整備についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

県道五條停車場線の整備について、令和七年十二月三日、市長と共に、奈良県県土マネジメント部長に対して五條停車場線の拡幅整備の要望を行いました。今後も継続して要望を行ってまいります。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）また具体的にどのような要望活動を行ったのかというのも後ほど市長にまとめてお聞きしたいと思えますので、よろしくお願いたします。

六月議会の話ばかりして申し訳ないんですけども、JRとの協議を行っていたきたい、また、跨線橋も大変老朽化しておる中で、去年ぐらいの議会でも跨線橋の傷んでおることもお話しさせていただいて、JRとの協議を行っていたきたいというお話もさせていただきました。そうした中で、跨線橋には、約、その当時で三億円余しの修理費がかかるんやというお話も当時の担当部長からいただいたわけですが、JRと協議を行っていたわけですけども、この駅舎等についての協議も含めて、どんな協議をされたのか、担当部長にお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

JR五条駅舎の老朽化、地下道の水漏れ、バリアフリー化及び市道須恵一号線の用地協力について、令和七年十月二十三日、市長と共に、JR西日本近畿統括本部阪奈支社副支社長と協議を行い、協力要請をいたしております。今後も、引き続きJR西日本と継続的に協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）それでは、市長に何点かお聞きします。

まず一点目でございます。県道五條停車場線の整備について、県と協議されたということですが、歩行者の安全確保のための要望活動を行っていただいたと思うんですが、具体的にどういった中身であったのか、県と市の感触、どのような感触でしたんか教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）先ほど部長のほうからも答弁がございましたが、三点ほど県には要望に行つてまいりました。まず一点目として、五條市の中心市街地、図書館であったりホールができる、こういったものを五條市が今やろうとしているという報告をさせていただいてるんですけども、そのことも再度、踏まえながら、国道二十四号からJR五条駅に向かう県道について、議員が先ほどお述べになった元銀行跡地前から駅までの区間ですよね、この区間が非常に狭い、幅員が狭いことから、歩道もない場所でもあるし、そのことについて道路改良をよろしくお

願いたいというふうな申出をさせていただきました。ただ、それには、以前からお話をさせていただいております南北海道、このことも頭に踏まえながらになるんですけれども、南北海道につきましては、ちよつとこれ、先、答弁してしまうかも知れませんが、JRに要望に行つたときにですね、やはり南北海道のことを駅舎を踏まえお話をさせていただいた結果、残念ながら南北海道は今、法律でも認められないというふうな回答いただきました。

そんな中でも、私としても、これはもう須恵一号線をしっかりやっつけていくことになろうかなということ踏まえまして、岡口三号線、今も現在、交渉中でもありますけれども、再度、職員にも、相手様方の要望も分かるんですけれども、やはり市としてもせつかくここまでできた道を早く通して、市民のまた安全性も確保していく上でやっつけていきたいという思いがございますので、岡口三号線を含み、須恵一号線、そして県道の拡幅、これを県に要望したところでございます。これがまず一点目。

そして、二点目は、ちよつとこのことから外れますけれども、二見の駅の入り口、非常に狭いところでございます。ここは、市としては、私は要望しなかったのは、まちづくりというよりも、市民の安全確保ということがまず第一になります。県のほうからは、まちづくりについていろいろ考えていただきたいということもいただいたんですけれども、私もいろいろまちづくりでしたら提案したらいいのかなという話、思ってたんですが、いやいや、これは違うよなど。やっぱり五條市としては、私の立場からすると、市民の安心安全が第一でありますし、そして、あこが拡幅されると、国民スポーツ大会にしても、あそこが最寄りの駅になりますので、当然、県道を拡幅していただくの、私は当然のことかなというふうに思ってますので、このことも斎藤県議会議員と共にですね、強く要望してまいりました。

そして、三点目は、防災拠点、阪合部地区になりますけれども、御蔵橋の橋でありましたり、そして中町からのあの県道、この拡幅についても、防災拠点ができるに当たり、やはり市民の安全の確保においても、この辺の改良もよろしくお願いしたい、この三点を要望してまいりました。そんな中でですね、やはりイオンのとこの中心市街地、これの六十万人、これから市として多くの皆さんに来ていただけるようにするには、やはり電車に乗ってきていただくことも必要でありますし、そのためには道路改良で安全確保ということが第一になってくるのかなつていうところでしたらしっかりと要望してきたところでもございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 市長、すみません、JRとの協議の中で、バリアフリーでない駅舎に関しては、そのことも教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 駅舎についてですけども、それもですね、なかなか難しい問題がございまして、地下道についても、今、もう議員も御承知のとおりと思うんですけども、バリアフリーも踏まえてですね、例えば五條市がお金を出してやらせていただくことは可能かどうか、そこまでのお話をさせていただきました。結論としては、それはちよつと不可能やと、難しいという結果でしたので、今、市としてやれることっていうのが本当はないのかなと、残念な結果なんですけれども、そういう現状でございまして。これから先々、この駅舎についても五條市が譲り受けることがあるかも分かりませんが、そんなときに備えまして、しっかりと計画をしまいいりたいというふうに思っています。

（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 駅舎、昭和二十四年に建てられた駅舎でございますんで、しっかりと協議を行っていく上で、やはり、当然、あの跨線橋も修繕していかならん跨線橋でございますんで、その辺も含めて、やはりこの南北の自由通路というのが必要になってこようかと思えます。そうした中でしっかりとまた市長には意見を出し、私も行かせてもらいますけれども、御苦労かけるんですけれども、やはり協議というのは大事だと思います。国土交通省の今の指針ではもう全国の駅をバリアフリー化にしたいという思いで国が半分出しますよと、その残りの半分はJR、そしてまた地方自治体ですんやたらというお話もありますので、その辺も含めてしっかりと粘り強い要望活動、お願い申し上げます。おきますんで、よろしくお願いいたします。

続きまして、ウの国道二十四号に接続する市道についてでございます。

ちようにど本陣の交差点から五條三丁目の交差点ですか、ヤマトの柿の葉ずしの交差点のその間に歩道側に信号機がない、歩道の信号機がない箇所が数か所ございます。そうした中において、停止線が非常に、市道ですけども、離れておって、青になつたら、その青の時間が短いので、早く発進して国道へ出なければなりません。しかしながら、歩道に信号機がないために、歩行者は、また特に自転車ですね、自転車がビュンと横切ることがありますので、そういった歩行者の信号機が設置されていない箇所について市として取り組んでいただけることなのかお尋ねします。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

歩行者用信号機の設置につきましては、奈良県警察本部において歩行者側の必要性があるかを総合的に判断し、設置されているというふう聞いております。要望がある箇所につきましては、奈良県警察本部に対し要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 要望を行っていたくのは大変大事なことでございます。しかしながら、その安全確保するための方法というのはまだほかにもあるかと思うんですが、その辺、市として取り組んでいただけますんかな。方法、考えていただけますんかな。いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

信号設置、なかなか時間かかるところもありますので、その辺は安全対策として、カーブミラーでありましたり、そのような安全措置を考  
えていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） どうかそういったカーブミラー等、安全が確認できるような方法を検討して、また設置に向けて動いていただきたいと思  
います。しかしながら、信号の要望活動も行っていただきたいと思えます。ちょっとこれ、エとオとずつとつながっておりますけれども、オというのはこの老朽化した

市道についての予算額と執行状況についてでございますので、その辺、ちょっとこの表記の仕方が、私、間違っておりますので、訂正させ  
ていただきます。

この舗装に関する計画について定めているのか、いないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

舗装補修の実施箇所につきましては、職員による見回りや地元要望を基に現地状況を確認し、予算の範囲内で優先順位をつけて年度計画に  
基づき実施しております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 地元の要望からたくさんさんの箇所は上がっております。その辺の優先順位のつけ方というのもやはり大事ではないかなと思

うんですけれども、その劣化の状況もしっかり確認していただきたいと思えます。

その上で、今現在の予算額と、そしてその執行状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

今年度十二月五日時点における工事請負費の負担行為の状況につきまして、道路維持事業につきましては、予算額六千六百万円に対し、負担行為額二千三百九十六万一千三百円で、執行率にすると三六・三〇%、道路新設改良事業については、予算額一億二千四百八十万円に対し、負担行為額八千八百二万三千五百円で、七〇・五三%、橋梁長寿命化事業については、予算額一億五千万円に対し、負担行為額一億二千七百九千三百円で、六六・八五%となっております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） それでは、この劣化した舗装の対策費でございますが、今後の執行の状況見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

今後の執行見込額につきまして、道路維持事業につきましては、見込額で六千二百三十九万円で、執行率にすると九一・二四%、道路新設改良事業については、見込額一億九百七十二万六千六百十円で八七・九二%、橋梁長寿命化事業については、見込額一億二千七百九千三百円で、六六・八五%となります。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） この執行見込額というのは、設計ができておる、そして、入札執行の予定であるという意味でよろしいか。その辺いかがですかね。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

議員お述べのとおりでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）当然のことながら、これ、入札を行いますと、差金が出てまいります。そうした差金の使い方、そして、また、今、この執行率にすると九一・二四％、一割ほどの残りが出てきておる、そしてまた差金も当然のことながら出てくる。これ、やはり、差金を入れますと二割近くのお金が浮いてくるのではないかと思うんですけれども、この辺、余ったお金の、差金を含めてこの九・七六％ですか、その使い方というのはどういったお考えがあるのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）差金、要するに予算残額につきましては、当初、議会でお認めいただいた予算でありますので、年度内で執行できる分については努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）本当に、老朽化した市道いうのも、市長も御存じだと思わすけれども、本当に、申し訳ないですけれども、歩いてつても蹴つまずくような箇所がたくさんございます。そういったところ、しっかりと、予算を残すことなくこの予算を使っていたら、歩いてつても少しでもそういったところを解消するような予算のお金の使い方をお願いしておきます。

次に移ります。まちづくりについてでございます。

文化施設でございます。以前からやはり文化というのは大変大切であるということも教育長のほうからお話も御答弁いただいたこともございます。やはり、五條市でしっかりとした文化を根づかせていこうと思えば、やはり文化施設が必要不可欠になってくるわけでございますけれども、今、造られようとしております市民交流施設の、文化のこの位置づけについてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

（仮称）市民交流施設は、本市のにぎわいづくりの中心、まちの顔として市内外から人を呼び込み、人々の交流とにぎわいを生む施設であり、多世代の市民の居場所となる施設として整備するものでございます。メインの図書館機能に加えて、多目的ホールやスタジオ、工房などの機能を備えることで、知識や文化・芸術に触れ、新しい気づきやアイデアを表現できる施設を目指しております。このような観点から見ると、

文化施設とも言え、市民の皆様が御利用いただける施設を目指してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 老人憩の家や中央公民館の代替の施設ではないということですよ。いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） お答えいたします。

（仮称）市民交流施設は、老人憩の家や中央公民館の代替施設として整備するものではございません。公民館活動では、中央公民館や地区公民館と併せて本施設も御利用いただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 二度もわたって聞くんですけども、公民館の代替であれば、使用者に制限がかかってまいります。そういったことも含めて、それを外していただいて、幅広い方、誰でもが使えるような施設になるのかというふうに関心を持って、認識をさせていただいた次第でございます。そして、市民会館のようなホール、ホールができれば一番いいんですけども、一般の議員に対しての説明会では、可動式の椅子であったりする平米数が六百平米ほどというお話も聞いてございますが、そういった市民会館のようなホールを想定してもいいのでしょうか。その辺いかがですかね。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） お答えいたします。

議員お述べの市民会館の代替となる大規模なイベント、あるいはコンサートを行える施設につきましては、現計画の中には考えてございません。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） いろんなパターンを考えていかならんと思うんですけども、樫原市において、自治会の活動をサポートする印刷機を備え付けた場所であったり、相談、市民の方が相談する居場所づくりというのかな、のところがございます。そうした市の連合自治会館が昔ござ

いましたが、そういったところも撤去されてしまいましたし、自治会活動をサポートするような代替の施設にも可能なのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）お答えいたします。

自治会活動などの様々な打合せは、オープンなコネクタサロンやカフェで実施可能です。また、会議等は多目的室などを利用して行つていただくと考えております。なお、資料の印刷などに必要なプリンターやプロッターなどは、工房の機器として整備を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）千葉県へ一度、視察に行かせていただいたあいう工房を想定できるかなと思っております。そして、先ほどちらつと言いましたけれども、やはり文化施設の整備でホール六百平米というのを先ほど聞かせていただいたんですけれども、私自身、上からガラス張りで見えますとかいうホール、どこのホールでも見たことございませんし、それが果たしてホールと言えるのかどうかという部分なんですけれども、一流の文化芸術がそこで開催されることが出来るホールなのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）お答えいたします。

市民交流施設につきましては、一般の説明会で御説明いたしましたとおり、ホール機能としては約五百平米程度を考えてございます。その中で、議員お述べの一流の文化、あるいはコンサート等が使える施設ということにはならないのかもしれませんが、今現在の利用状況から勘案しますと、約五百平米のホールで市民の皆様が多様な活動をしていただけるものにお使いいただけるというふうに考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）それでは、市長にちよつとお尋ねしたいと思います。

文化施設整備、旧庁舎も含めまして、長期的な展望が必要ではないかと、私、思います。今、部長、お述べになったホールというのはやはり多目的ホールではないかなど。使い勝手が大変いいホールであるかもしれないかもしれませんが、そういった音響に配慮したホールであるのか、その辺ちよつと疑問に思うところございまして、一流のコンサートを開いたり、そしてまた芸術が鑑賞できる場所にはちよつと厳しいのでは

ないかなと思ったりするんですけども、この文化施設の整備について、この長期の展望が必要であると思うんですけども、その辺、市長、いかがでございますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）先ほども部長が答弁をしたように、私の考えも職員の考えも同じなんですけれども、やはり稼働率っていうものを私は非常に考えておりまして、やはり市民の多くの方にこの施設を御利用いただきたい。例えば芸術文化、非常に大切なことでありますけれども、例えば音楽であったり、例えばダンスであったり、いろいろな形で今までの市民ホールは使っていたというふうに思います。ただ、それだけでいいのか、どれぐらいの稼働率があるのかというと、幾ら何億をかけて立派なものを造ったとしても、年間回数が本当に使われないものが市民の皆さんにとっていいものなのかどうなのかということをまず私たちは考えました。

そんな中で、来年の二月には市民の方を踏まえたこの施設の整備について御意見をいただく機会を設けたいなというふうに思っています。これはできるだけ多くの方に参加をいただきたいなど、そんな中で、できないことはあるかと思えますけれども、できるだけ皆さんの意見をしっかりと聞きながらいいものを造りたい、これは私も職員も、多分、議員の皆さんも同じ気持ちやと思うんです。そんな中において、どれだけの人が満足して物が造れるかっていうところまでいけるか分かりませんが、みんなの意見を聞きながらいいものを造りたいっていうことを最後の最後まで市民の皆さんに御理解をいただけるような説明をしてまいりたいなというふうに思っています。

そして、旧庁舎のところに新しくホールっていうことは、今の段階では、非常に、財政面も踏まえながら、なかなか厳しいものがあるのかなというのが現状でございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）もうあと八分切りしましたんで、八分余しですんで。

二月に市民に意見を聞いていただく、幅広い方に来ていただいて、特に公民館の利用団体であったり、そういった文化芸術を愛していらっしゃる方の意見をしっかりと聞いていただきたいと思えます。そしてまた、そのホールが、文化施設が、もうちよっとお金かけたらもう少しええのできたのになというのではないように、しっかりと、これ、未来への投資だと思うんですよ、そうした投資もしっかり検討していただいて、よりよいものを造っていただきたいと思えますんで、よろしくお願いをしておきます。

最後の質問になります。地域公共交通についてでございます。

街なかを歩いて回っておりますと、いろいろな方の御意見賜ります。利用しづらい、病院へ行くのに、行きしなはいいけれども、帰りは大変帰りがしんどい、また、歩くのが困難やと、やはりタクシーを利用して行かならん、一回、行ってしまくと、使うと、片道五千円かかってしまうやという話も聞かせております。

こうした現状や課題に対して、市はどうお考えになりますか。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。

まず、帰りにくい、利用しにくいといった問題につきましては、私どもも認識をしております。

五條市では、大型車両が適するところはバス会社が、小型車両が適するところはタクシー会社が運行を行う、いわゆる適材適所の公共交通を基本方針とし、既存の交通事業者とのすみ分け・共存を図っており、事前予約が必要なゴーちゃんタクシーで臨機応変に対応するのは実現が難しい面もございます。しかし、いただいた御意見は市民の利便性の面で重要と考えております。より利用しやすいダイヤ設定など、改善に向け引き続き研究してまいりたいと思います。

次に、停留所の距離に関する問題につきましては、現在、路線型ゴーちゃんタクシーについて、より停留所増設の検討がしやすい区域型への転換に向け検討を進めております。既存コースも含め、より利用しやすい停留所設定になるよう、地域の方の意見を踏まえながら取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 地域でそういったイベントを行っていただいておりますし、十一月にもこの庁舎で市民の方との意見交換を行っていただいたのも存じ上げております。しっかりとした、ニーズに沿った形というのはなかなか難しいと思います。しかしながら、そういったバスの停留所であったり、そしてまた路線の拡大を要望しておきたいと思っております。

時間も五分になりました。二番の新たな交通施策についてお伺いしたいと思います。

もうバスの費用、毎年、一億余しのお金が投資されておるわけでございますけれども、ライドシェアとかいう地域住民が一緒になった交通施策が必要ではないかと思うんです。地域では自治会離れが目立っております。そうした中で、住み続けられるための地域、そしてまた地域のつながりを守っていくような取組になればと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

住民が主体となった新たな交通施策については、県下、宇陀市を含め、全国で様々な地域で取組が広がっており、去る十一月四日に五條市役所で開催した地域の移動手段を考える勉強会では、西宮名塩地区の方に地域主体で運行するコミュニティバスについての事例紹介をいただいたところです。全国的に運転士不足が問題になる中、持続可能な地域公共交通の確保の面や、地域のつながりの確保の面でも、今後、重要な取組になると認識しております。

一方で、導入に関し、住民が主体となった交通サービスの実現には、持続可能性を踏まえ、地域の方の理解醸成とドライバー確保が必要であること、五條市地域公共交通会議での交通事業者との調整が主な課題であると考えております。地域の理解醸成に向け、昨年度から各地区でワークショップを行うなど、住民との意見交換の場を持つ取組を進めておりますが、公共交通に対する認知や意識の向上には粘り強く取り組む必要があると感じております。住民主体の取組については、国、県などと連携しながら、引き続き調査研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先ほどもちらつと言いましたけれども、やはり地域は自分たちのこの足を自分らで守っていこうやという市民の御協力が、また市民の考えが必要ではないかと思えます。そういったところで、この公共ライドシェアなど、新たな取組が必要でございます。その新たな取組を選定して、この地区はどうやという取組も実施していく必要があるかと思うんですけども、その辺、いかがですか。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

新たな交通施策の一つとして、公共ライドシェアなど、地域住民が主体となった交通サービス導入について検討を進めることは今後に向けて必要なことであると認識しております。導入に当たっては、地域住民の理解促進、安全性の確保、運行ルールの整備、地域特性との適合など、解決すべき課題も多くございます。加えて、持続可能な財源の確保や、民間事業者との連携の在り方についても慎重な検討が必要でございます。

本市といたしましては、これらの課題を整理しつつ、他自治体の事例や国の動向を参考にしながら、公共ライドシェアの導入可能性につい

て調査・研究を進めてまいります。そして、特定の地区でのモデル事業を含め、段階的かつ現実的な方策を模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 本当は市長に最後に答弁いただきましたんですけども、ちょっと時間の都合上、かないませんけれども、やはりこれもトップダウンだと思うんです。その地域を限定して、そこをお願いしに行く、ここでこういうのもんつくってはどうかという賛同も得ながら、そういった活動を進めていただきたい、そして、大事な五條市の財源でございますんで、より有効な形で人が移動できるという方法をとっていただきたいと思っております、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で、十番、山口耕司の一般質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、十番、山口耕司議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時二十九分休憩に入る

午後二時四十五分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、二番、小笠原由子議員の質問を許します。（「二番」の声あり）二番、小笠原由子議員。

〔二番 小笠原由子質問席へ〕

○二番（小笠原由子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、一つ目ですが、JR五条駅付近の跨線橋についてです。

市民の方から、跨線橋の老朽化が激しく、大変不安であるとお声をいただいております。これまでも、先ほど山口議員がおっしゃっていたように、議会において跨線橋について何度か取り上げられてきたかと思えますけれども、今回はこの再確認も含めまして質問させていただきます。

きたいと思っております。

まず、跨線橋老朽化の現状について、どのような評価がなされているか教えてください。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） 二番、小笠原議員の御質問にお答え申し上げます。

五条駅南北橋、いわゆる跨線橋につきましては、令和三年度に橋梁定期点検を実施しております。点検結果の判断といたしましては、緊急に措置を講ずべき状態であるⅣ判定、早期に措置を講ずべき状態であるⅢ判定、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態であるⅡ判定、支障が生じていないⅠ判定の四段階ございます。点検結果といたしましてはⅢ判定でありました。このため、補修工事に向けて設計を行っております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子） ありがとうございます。

それでは、今後の計画について教えてください。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答え申し上げます。

令和八年度から補修工事に着手する計画としており、期間は令和十一年度までを予定しております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子） それでは、その計画に見積額が示されていたら、その辺り、教えていただきたいと思っております。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） 現時点における概算費用といたしまして、工事費用及び管理費を含め約七億五千万円となっております。これは、人件費や資材の高騰を含め、工実施の積算によるもので、以前、議会で御答弁申し上げておりました金額よりは増加しております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）先ほど山口議員もおっしゃっていたのが三億円ぐらいとおっしゃっていたので、二倍ぐらいになっているんだなというところで少し驚いてはいるんですけども、これは物価高騰の兼ね合いということで仕方がない部分があるのかなとも思っております。

それではですね、契約方法について教えていただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

実施工事といたしましては、JR西日本との委託契約になります。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）それでは、続きまして、二つ目の子育て支援の充実について進めさせていただきます。

既に奈良県が実施しているベビーシッター利用支援事業について、内容を把握されているか教えてください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

昨年度、奈良県のほうから当事業の案内がございまして、制度については把握してるところでございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）把握されているということで、現在ですね、奈良県のホームページによりますと、この制度の登録事業者として、五條市を利用可能地域としている事業者が三事業所、そして五名の個人登録があります。既に具体的な事業者が示されているわけですけども、これについて、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答えいたします。

本市が当該サービスの利用可能地域であることにつきましては、子育て支援に関する選択肢が増えることになり、子育て世代にとっては喜ばしいことだと考えております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）では、五條市として、県のこのベビーシッター利用制度を導入する場合の課題や、そしてその効果についてどのようにお考えか教えてください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

ベビーシッターを利用するときの課題としましては、資格の有無や、必要な研修を受講したベビーシッターを確保する体制などが整っているのか確認する必要があると考えております。また、緊急時の連絡体制が確立されていること、万が一の事故などに備えて保険に加入しているか、その内容、利用料金なども確認する必要があると考えます。そういった課題がクリアできれば、子育て支援事業の一つとして大変有効な社会資源になると考えております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）では、既にスタートしやすい土台は出来上がっていると私自身は考えております。五條市でも、このベビーシッター利用支援事業を実施する予定はありますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

今後、この奈良県のベビーシッター補助制度の利用については検討していきたいと考えております。

ただ、現在、本市におきましては、ベビーシッターではありませんが、子育てのサポートをしてほしい方と子育てをお手伝いできる方がお互いに会員になって子育てを助け合い、子育てを地域で相互援助するファミリー・サポート・クラブという事業、五條児童館のほうで実施しております。これは、事前にサービスの利用者と提供者と児童館職員の三者でマッチングを行い、満一歳から小学校六年生までのお子さんがある家庭の送迎支援や、こども園、学校の時間外に子供の見守りなどを行うものでございまして、この事業につきましても、多くの方に利用してもらえよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

既に五條市でもそのようなシステムがつくられているということ、もしもこのベビーシッター利用支援事業がカバーできる部分があるのであれば、前向きに検討していただけたらと思います。

では、次にですね、若い世代の移住・定住促進の観点から、子育て支援の選択肢の拡充をどのように位置づけているのか、また、市の今後の方向性について教えていただきたいと思ひます。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

本市では、子育てしやすいまちづくりを目指し、福祉部局では、年齢や所得の制限はありませんが、結婚時に助成金を交付する結婚新生活支援事業や、不妊・不育治療費助成事業、妊娠、出産時の妊婦のための支援給付金、出生後一年間、家庭を訪問し、紙おむつを無償で配付し、育児相談を行うすくすく子育て定期便事業など、様々な子育て支援に取り組んでいるところでございます。

また、教育部局では、小・中学校の給食費無償化や保育料を第二子以降は無料としているところでございます。

さらに、子育て支援の選択肢が増えること、これは若い世代の移住・定住の検討材料につながると考えますので、本市に合った子育て施策について検討していくとともに、現在、実施している様々な子育て施策のさらなる周知に努め、子育てしやすいまちづくりに努めてまいりたいと思ひます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

既に五條市ではかなり子育て施策に力を入れていただいているということですので、またさらなる拡充に向けてですね、検討していただけたらありがたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、三つ目に入らせていただきます。これは私の政策の柱でもあります。「五條eスポーツ×共生プロジェクト」について質問させていただきます。

近年、eスポーツは若年層を中心に急速に普及し、世代を超えた交流の場として注目を集めています。また、認知機能の維持や高齢者の健康増進、さらには地域イベントや観光資源としての活用、そして空き家の利活用など、多方面にわたる効果が期待されています。

五條市として、eスポーツを健康推進や世代間交流の促進、さらには地域活性化の手段としてどのように認識されておられるでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

eスポーツは、世代や地域を超えて交流を生み出す新しい形のスポーツ文化であり、健康づくりやコミュニティーの形成、地域活性化につながる可能性を持つものと認識してございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）では、全国を見ますと、各地で自治体が主体となり、eスポーツを活用した取組が進められています。例えば、地域イベントとして大会を開催し、世代間交流や健康増進につなげている事例があります。また、観光資源と結びつけて、地域外からの来訪者を呼び込み、経済効果を生み出している自治体も見受けられます。

そこでお伺いします。他の自治体におけるeスポーツ活用成功事例について、本市の評価、所見を教えてください。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

自治体におけるeスポーツの活用は全国的に広がってきております。例えば、複合施設を拠点にeスポーツスタジオやカフェを併設し、地域交流と観光振興に成果を上げている事例や、eスポーツイベントを多数、開催し、若者の参加促進や地域コミュニティーの形成に寄与している事例がございます。他自治体におけるeスポーツ活用の成功事例は、まちづくりなどのにぎわいに資する地域活性化や交流促進の観点から、大変参考になるものと認識してございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

他団体の様々な事例をお知りいただいていたということ、大変うれしく思っております。

それでは、次に、社会参加が課題となりやすい世代・層、例えば、高齢者、障害のある方、あるいはひきこもりがちな若者に対して、eスポーツは新たな参加機会を提供できる可能性があると考えております。オンライン、オフラインを問わず、ゲームを通じた交流は、心理的ハ

ードルを下げ、地域社会とのつながりを持つ契機となり得ます。

本市として、社会参加が課題となりやすい世代・層に対して、eスポーツを活用する意義をどのように認識されていますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

他自治体の事例でも、若者の居場所づくり、高齢者の認知機能の維持や健康増進、障害のある方々の社会参加機会の創出・交流促進など、多様な効果が確認されております。若者や高齢者など、社会参加が課題となりやすい世代・層に対して、eスポーツは新たな交流の場を提供し、世代間のつながりを生み出す有効な手段の一つであると認識してございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）それでは、eスポーツは、健康推進や交流促進、地域活性化に資するだけではなく、産業振興や教育文化への応用など、さらなる発展の可能性を秘めております。

五條市として、eスポーツ事業を今後、どのように発展させていく可能性があるかと認識されているか、また、市としての方向性をお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

eスポーツは交流や共生に資する可能性があるかと認識しておりますが、現時点では導入に向けた課題が多く、本格導入は慎重に考えていくべきでございます。具体的には、施設や機材の初期投資、運営人員の確保、保守・更新費用、参加機会の公平性、費用対効果の面などで慎重な検証が必要でございます。まずは、国や他自治体の動向や先行事例の成果を注視し、効果を慎重に見極めたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ただいま市長公室長からは慎重に見極めたいとの御答弁がありました。しかし、私は、このeスポーツは単なる娯楽や競技にとどまらず、地域の交流拠点づくりや新しいコミュニティ形成の核となり得る可能性を持っていると考えております。世代や属性を超えて参加できる場を設けることで、人と人とのつながりを育み、そして、地域の魅力あるまちづくりの一環として推進できると考えておりま

す。すぐに決定できることは難しいとは承知しております。

その上で伺いたいします。市長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）eスポーツは、世代や障害の有無を超えて多くの人々が参加できる新しい交流の場として、一定の効果が期待できる分野であると認識しております。

先ほど市長公室長のほうからも答弁いただきましたが、様々な可能性がある、そして、健康増進でありましたり、そしてまた交流促進にもつながってようなというふうに思います。

そんな中で、今、五條市としても、いろんな中で研究、また、調査をしながら、模索し、そしてどれぐらいの方々にもまた利用していただけるものなのか、また、費用対効果、そんなこともしっかりと研究しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）ありがとうございます。

ただいま市長からは様々な試行的な取組を模索していくというふうにおっしゃっていただきましたので、大変感謝しております。私は、このeスポーツを通じてですね、楽しいまちづくりに寄与してまいりたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、二番、小笠原由子議員の質問を終わります。

次に、四番、仲山 嘉議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、仲山 嘉議員。

〔四番 仲山 嘉質問席へ〕

○四番（仲山 嘉）それでは、議長の許可をいただきましたので、四番、仲山 嘉の一般質問をさせていただきます。

その前に、このたびの市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かい御支持と御信任を賜り、また再びこの議場に立たせていただくことになりました。改めて心より感謝申し上げます。今回、いただいた一票一票の重みを真摯に受け止め、これからの四年間、市民の皆様の声の確に議会へ届け、よりよい五條市の実現に向けて一つ一つの課題に真摯に取り組んでまいります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まずは、市街化調整区域について質問いたします。

本市では、都市計画法に基づき、市街化を抑制することを目的として市街化調整区域が定められておりますが、一方で、市民の皆様からは希望する場所に家が建てられない、実家の近くに帰りたくても住宅が建てられないといった声が多く寄せられております。特に、若い世代や子育て世代にとっては、住宅を確保しにくい現状が五條市への定住やUターンを妨げている要因の一つになっているのではないかと考えております。

市街化調整区域は、本来、無秩序な開発を抑制し、都市環境を守るために必要な制度であるとは理解しておりますが、しかし、人口減少と過疎化が進む現在の本市の状況を踏まえると、従来の制度運用が地域の活力維持や市民活動にどのような影響を及ぼしているのか、また改めて検証する必要があると感じております。また、地域においては、空き家や空き地が増えているにもかかわらず、新規の住宅建設ができず、集落の維持が困難になっているとの声も聞いております。こうした課題を踏まえ、本市における市街化区域と市街化調整区域の現状を正確に把握することが、今後のまちづくりを考える上で重要であると考えます。

そこで質問させていただきます。五條市内の都市計画として、市街化区域、市街化調整区域のそれぞれの面積、そして、それぞれがどのような区域であるかについてお示しください。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） 四番、仲山議員の質問にお答え申し上げます。

本市の市街化区域の面積は八百四十一・二ヘクタール、市街化調整区域の面積は六千四百四十一・八ヘクタールとなり、それぞれ本市の行政区域に対して、市街化区域は約三％、市街化調整区域は約二二％を占めております。また、市街化区域と市街化調整区域について、都市計画法第七条で、市街化区域は既に市街地を形成している区域及び市街化を図るべき区域です。また、市街化調整区域は、市街化を抑制するべき区域であるというふうなことであります。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉） 五條市では、市街化調整区域が広く指定されているため、土地は持っているのに家が建てられない、住み慣れた地域に戻りたいが、住宅が建てられないため、市外へ移るしかないといった声が非常に多く聞かれます。本来であれば、市民の皆様が地元に住み続けたい、子育ては実家の近くで行いたい、仕事の拠点は五條市に置きたいということにもかかわらず、都市計画上の規制が壁となり、住宅建築が思う

ようにできない、このことが結果として若い世代の流出やUターン希望者の定住妨げにつながり、人口減少を加速させていると考えています。一方で、近隣の橋本市は、市街化区域や市街化調整区域といった区域区分を設けていないと聞いております。そのため、市民が望む場所に住宅を建てやすく、住宅開発も柔軟に進められている環境が整っています。

ここで疑問として浮かぶのが、なぜ五條市には市街化調整区域があり、橋本市にはないのかという点であります。両方は地理的にも生活圏でも近く、通学、通勤、買物など、日常生活において大きな差はございません。しかし、都市計画の考え方や指定方針によって住宅が建てられるエリアに大きな制限が生じているのは事実です。つまり、同じ地域圏にありながら、都市計画の違いが人口増減に対して大きな差を生んでいる可能性があるのではないかと考えています。

そこで改めて伺います。五條市と橋本市の都市計画において、市街化区域、市街化調整区域が存在するとする本市と区域区分が橋本市では具体的に何が違うのかお聞きします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

本市は、近畿圏整備法に規定する近郊整備区域に該当しております。都市計画法では、この近郊整備区域は、市街化区域と市街化調整区域を定めなければならないと規定されております。しかし、橋本市は、同法に規定する近郊整備区域ではなく、都市開発区域に該当しており、市街化区域と市街化調整区域を定めることができると規定されており、市街化区域と市街化調整区域を定めておりません。以上が現状となります。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）ただいまの御答弁で、五條市は近畿圏整備法に規定される近郊整備区域に該当しており、そのため都市計画法上、市街化区域と市街化調整区域を必ず定めなければならないという御説明をいただきました。一方で、橋本市は、都市開発区域に該当しており、区域区分を定める義務がないため、市街化区域、市街化調整区域を設けてないということも確認できました。

しかしながら、実際に市民の声を聞いてみると、生まれ育った地域に家を建てたいのに建てられない、市街化調整区域のために家族が市外へ出てしまった、土地はあるのに子供が五條市に戻れないといった切実な声が多く寄せられています。本市が人口減少に直面している現状を考えれば、市街化調整区域による住宅建築の制限が市外流出の大きな要因になっていることは否定できないと考えております。

近畿圏整備法に基づき区域区分の設定が義務づけられているという前提は理解していますが、そのようにおいても、市街化調整区域の指定範囲を見直す、あるいは一定要件の下で区域から外すといった柔軟な運用や変更は可能なのでしょうか。また、自治体の裁量で見直しを行っている市町村の例も全国には存在しますが、本市としてはそのような市街化調整区域の縮小、再編、解除等の検討を行うことが可能なのかお聞きさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

国土交通大臣が指定している近郊整備区域は、計画的に市街地として整備をする必要がある区域のため、現行法上で指定区域を変えることは非常に難しいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）これまでの御答弁で、市街化調整区域そのものの解除については、近畿整備区域の指定や都市計画法により、現行制度の下では極めて困難であることを理解いたしました。

しかしながら、現場で市民の皆様から寄せられる声を聞きますと、祖父母や親の土地が市街化調整区域に当たるため家が建てられない、子供世代が五條市に住めず、結果として家族が市外へ転出してしまったといった切実な声も非常に多いのが実情です。特に、若い世帯の定住を促進し、人口減少に歯止めをかけるためには、家を建てられる場所があるかどうかというのは自治体の魅力を左右する大きな要素です。市街化調整区域の制限が住み続けたいという市民の気持ちの障壁となり、結果として人口流出や地域への疲弊につながっている側面は決して小さくないと考えています。

確かに区域の全面的な解除は難しいという法制度的な制約があることは承知していますが、であるならば、なおさら現行制度の範囲内で、市街化調整区域における建築許可の基準緩和や居住を促すための柔軟な運用、特定区域での見直しなど、より踏み込んだ対策が必要ではないかと考えます。市街化調整区域の全面解除が難しいという前提に立った上で、市民からの建てられない、戻れないという声にこたえるために、五條市として、今後、どのような緩和策や改善策を検討されているのかお聞きさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

市街化調整区域で立地可能な建築物の基準について奈良県が定めており、県からは平成十四年にインターチェンジ周辺等における特定流通業務施設または工場や県南部地域における分家住宅等が規制緩和として示されております。また、本年十月からは、県南部、東部地域の八つの市町村においてさらに規制緩和が示されております。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）ただいま御答弁をいただき、奈良県が市街化調整区域における建築許可の基準を定めており、平成十四年の規制緩和や、本年十月に実施された県南部、東部地域のさらなる規制緩和など、一定の緩和措置が進められていることについて理解いたしました。

ですが、規制緩和が進んでいる一方で、市民が実感できる改善にはまだ課題が残っていると感じております。人口減少が深刻化する中、住みたい場所に家が建てられる環境づくりは、五條市の将来にとって非常に重要な政策課題です。そのため、今回、御説明いただいた県の緩和措置をしつかりと活用していただくとともに、今後もさらに市民が住みやすい環境を整えるための基準緩和や、活用できる制度の拡充などについて県や関係機関と積極的に協議を進めていただきたいと思います。市民の暮らしやすさと定住促進の観点から、引き続き前向きな取組を期待しております。

それでは、二番、農業の担い手不足について、に関する質問をさせていただきます。

まず、一番の現状の把握についてですが、少子高齢化の影響により、様々な業界で人手不足が大きな問題となっております。ですが、五條市の主要産業の一つである農業においてもこの問題は顕著に表れています。日本一の生産量を誇る柿においても、次世代を担う後継者が満足に確保できなくなりつつあるという声が市民の皆様から上がっているところです。農業における後継者不在は、土地の荒廃等を招きかねない点から、単なる人手不足の問題にとどまらず、農業者以外の地域住民にとっても重要な課題と考えます。このままの状況が続くようであれば、五年後、十年後の五條市は主要産業の喪失だけではなく、土地の荒廃から来る獣害の増加等の様々な問題を農業者不足を発端として抱えることとなると考えます。

そこで伺います。現在、五條市では、農業の担い手確保をどのように対策されていますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

五條市が行う新規就農者への支援は、大きく分けて、経営開始資金、経営発展支援事業、新規雇用就農者応援補助金の三種類があります。

まず、認定新規就農者の資格を取得された方に対する国の支援として、経営開始後の収益が不安定な期間の生活支援を行う経営開始資金と、農業機械や施設等の導入による飛躍的な発展を支援する経営発展支援事業の二種類の支援を行っています。

また、五條市独自の施策として、国の支援では対象とならない親元就農や雇用就農された方への支援として、農業に必要な資機材の導入を支援する新規雇用就農者応援補助金があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉） 国の支援だけではなく、五條市独自の支援も実施されており、様々な形式での就農を手厚く支援されているようですが、実際に就農される方の相談は現在、何件あるのか、また、過去三年間の実績をお答えください。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁） お答え申し上げます。

令和四年度は十三件、令和五年度は十四件、令和六年度は十件の就農相談がありました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉） 過去三年間の就農相談件数を見るに、相談にこぎ着けていない潜在的な方も含めて、五條市内で就農したいと考えられる方は一定程度おられるように思われますが、先ほどお答えいただいた支援は、どの程度、行き届いているのか、過去三年間の利用実績をまたお答えください。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁） お答え申し上げます。

経営開始資金は、交付期間内の継続的な交付が主となりますが、令和四年度は六名、令和五年度は五名、令和六年度は五名の利用がありました。

続いて、経営発展支援事業は、令和四年度は一名、令和五年度は三名の利用があり、令和六年度は利用がございません。

最後に、新規雇用就農者応援補助金は、令和四年度は三名、令和五年度は二名の利用があり、令和六年度は利用がございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）就農相談件数に比べて経営開始資金の利用件数が増えていないように思われますが、その要因は把握されておられますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）答弁申し上げます。

就農相談の際は、これらの支援策の利用をベースにヒアリングを行い、認定新規就農者となれる可能性を探っておりますが、認定を受けるに当たり、相談者に営農計画を作成していただくこととなっております。その計画の要件として、計画の内容が農業所得二百五十万円以上を達成できる具体的なものであること等が求められているところであります。

しかし、就農希望段階からこの要件を満たせる能力を持たれている方は少なく、南部農林振興事務所と連携して県の研修機関でのスキルアップを勧めているところですが、収入がない状況で複数年の研修受講は困難と相談者自身が判断され、事業利用を断念されているところですので、以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）就農希望段階のスキルが不足することは仕方がないと思われれますので、そのような方も可能な限りすくい上げられるよう、指導、助言の体制を整え、五條市の将来の農業を担う人材を一人でも多く育成できるように御尽力いただくことを強くお願いいたします。

二番ですね。続きまして、五條市の柿日本一のPRについてですけれども、柿の生産量日本一を誇る五條市ですが、柿の生産量はどのくらいになるのでしょうか。また、五條市の柿を多くの人に知ってもらうため、どのようなPRをしているのかお伺いいたします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

令和六年度の五條市の柿の生産量は、推計二百七十九トンで、市町村単位の生産量では日本一でございます。

PR方法は、首都圏をメインに柿の試食販売会を行っております。また、生産者、JA、奈良県と連携し、総理大臣や農林水産大臣への表敬訪問や、大田市場で市長が五條市の柿をPRするトップセールスを行っています。特に、総理大臣への表敬訪問は多くのメディアに取り上げられるため、絶大なPR効果があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）五條市の柿の生産量日本一を維持していくために、後継者の育成や新規就農者を増やす必要があります。新規就農者に対し、手厚く支援があると先ほど御答弁いただきましたが、市外から五條市に移住して農業を始める方や、柿の収穫時等の農繁期に五條市で働く人たちへの支援はあるのでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

市外から五條市へ移住され、農業等をされる方への生活支援として、住まいの面では、五條市霊安寺町にある桜花住宅を確保しております。以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）市町村単位の生産量日本一を誇る柿を今後も守っていくためには、五條市からの支援は欠かせないものになります。生産者に寄り添った支援を継続していただきたいと思います。

次、緊急銃猟制度についてお聞きします。

今年度、熊の目撃や熊による人身被害に関して、北海道、東北地方を中心に全国各地で相次いでおり、日々のニュース等で目にする機会が大幅に増えたと感じております。特に、熊が市街地に出没し、施設内に立て籠もる等、住民の生活圏に侵入し、死亡事故の事例も発生している地域もあり、住民の日常生活が脅かされる状況になりつつあります。そのような状況下で、迅速に捕獲対応が行えるよう、環境省が緊急銃猟制度を創設しておりますが、この制度は具体的にどのような状況の場合に実施できるのか、制度の概要についてお伺いします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

緊急銃猟制度は、熊等の危険な野生動物が人の生活圏に侵入し、人身被害のおそれが極めて高い状況で、かつ、箱わな等の銃猟以外の方法で捕獲することが困難な場合において、市長の判断により、安全確保の措置を行った上で銃猟による捕獲を可能とする制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）緊急銃猟制度は、人身被害を早急に防ぐ目的で創設された経緯があります。今年の七月に五條市大塔町で熊による人身被害があり、住民が負傷したと報道されました。命に別状はなかったことですが、今後、熊が出没した際に早急に対応できるよう対策を進め

ていくことが喫緊の課題であると感じております。

そこで、緊急統猟を含めた熊対策について、五條市として、今後、どのような取組を考えられていますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

先ほど中本議員への御答弁で申し上げましたが、奈良県猟友会五條支部に出没時における見回りや緊急時における捕獲業務等、熊対策に関する業務委託を締結し、これにより熊が出没した際に迅速な対応を実施することが可能でございます。引き続き、県、警察、猟友会等の関係機関とも連携しながら熊対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）猟友会に委託しながら熊出没時に対応できるよう市として取組していただいているとのことですが、出没時のみならず、平常時から出没場所を知らせることも被害防止に向けた取組として重要であると考えます。実際に熊が出没した場所に注意喚起のための看板設置も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

目撃情報も増加傾向にあることから、より一層、市民の安全・安心を守るために、看板による注意喚起を今後、行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）実際、目撃情報のあった周辺の住民からは不安の声も聞きますので、防災行政無線等に加え、看板による注意喚起もぜひよろしく願います。これはもう本当に火打町と橋本市の恋野の辺り、そしてまた山陰町でも熊出ましたが、地域の皆さんが注意喚起として看板の設置をお願いしますと言ってくれてるので、またその看板の件に関しては引き続き立てただけできるようよろしく願います。また、熊による被害は人の生命に関わる深刻な問題でございます。今後も引き続き、市民が安心安全に生活できるよう、注意喚起や関係機関との連携体制を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後、五條市に居住する外国人への対応についてお聞きします。

まず、ごみ出しのマナーの現状についてですけれども、五條市のホームページで確認したところ、十月末現在で七百十五人の外国人の方々が入居していると掲載されています。ほとんどの方は、五條市のルールを守って、きっちりと分別を行い、ごみ出しをされていると思いますが、一部の方がルールを守らず、分別してない状態でごみを出しているといった苦情を耳にすることがございます。分別されていないごみは収集されずに、集積所に残ったままになるので、夏場では臭いがひどく、また、自治会等で片づけをしなければならぬので大変困っているようでございます。

そこで、外国人のごみ出しのマナーについて、現状を伺います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

外国人住居者の増加に伴いまして、令和五年度に市指定のごみ袋に英語表記を入れました。また、令和六年度に、ごみの分け方と出し方のチラシの英語表記版を作成し、要望に応じて配布しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）外国人住民の方々が入居される中で、特に地域から多く聞かれる課題の一つにごみの分別に関する問題があります。国や地域によって廃棄物処理の制度や分別方法は大きく異なっており、母国ではそもそも細かな分別の習慣がなかったり、日本ほど複雑なルールが存在しなかったりする場合も多くあります。そのため、本市においてもごみ出しのルールが十分に理解できず、誤った分別のまま出されてしまうケースが見受けられるとの声もあります。地域住民の方々からは、どのように説明すればよいのか分からないと、言語の壁があるため伝えにくいといった相談もあり、外国人住民の生活上の不安や地域側の負担感にもつながっている状況があると認識しています。このような状況を踏まえると、外国人住民に対して分別方法を明確に伝え、理解を深めていただくための取組は非常に重要であると考えます。例えば、多言語による案内資料の提供や、自治会、地域と連携した説明の機会の確保など、行政として積極的な周知が求められるのではないかと考えております。

そこで伺います。本市において、外国人住民に対して、ごみの分別方法をどのように周知しているか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

先ほどもちよつと御答弁させていただきましたけれども、外国人住居者の増加に伴いまして、令和五年度に指定ごみ袋に英語表記を入れました。また、令和六年度にごみの出し方のチラシの英語版表記を作成し、御要望に応じて配布してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）次に、市としての考え方についてですけれども、ごみ出しのルールが守られていないことにより、自分以外の人が出したごみの片づけや集積所の清掃等の作業をしなければならないといった負担を強いられている方がいらつしやいます。そのような状況の中で、ごみ出しマナーについて、市の考えを伺います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

ごみ集積所につきましては、その集積所を利用する方々による管理が基本と考えてございます。五條市で生活する全ての住民が暮らしやすいまちにするためには、国籍を問わず、皆が五條市のごみ出しルールを守っていただく必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）また、今後の対応についてですけれども、今後、人口減少に伴う労働者不足等により、ますます外国人の方々が増加すると思われませんが、先ほど答弁された全ての住民が暮らしやすいまちにするために、ごみ出しルールの徹底について、今後、どのように対応していくのか伺います。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

外国人の方が居住している家やマンション等の管理者や外国人を雇用している事業者に対して、ごみ出しルールについて説明してもらうようお願いをするといった対応を考えております。あまりにもひどい状態が続く集積所につきましては、関係機関とも連携し、ルールが守られていないごみの排出者に直接、注意するといった対応も検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番、仲山 嘉議員。

○四番（仲山 嘉）ただいま御答弁をいただき、外国人住民の方々へのごみ出しルールの周知に向けて、管理者や雇用事業者への説明、依頼といった具体的な対応を検討していただいていることが確認できました。また、改善が見られない集積所については、関係機関と連携し、直接の注意喚起も行うとの方針を示していただき、一定の理解をいたしました。

地域では、ごみ出しのルールが守れないことよって、美観の悪化やカラス被害、さらには地域住民間の摩擦につながるケースもあり、早急な対応が求められています。外国人住民の方々に悪意があるわけではなく、単に知らない、理解できないという状況が多いことから、今回、示していただいた取組は課題解決に向けた第一歩として大変重要だと考えております。あわせて、管理者や事業者だけに負担をかけるのではなく、多言語対応資料の提供や地域と連携した説明の機会づくりなど、行政としても支援も今後さらに御検討いただければと思います。正しい情報が届けば、外国人住民の方々もきちんと協力していただけるはずで、ごみの問題は地域全体の快適な生活環境に直結するものであり、今後も継続的な改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

以上で、四番、仲山 嘉の一般質問を終わります。

○議長（窪 佳秀）以上で、四番、仲山 嘉議員の質問を終わります。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回、十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時三十七分散会

